		(回答欄)					_(再検討要請欄)	(再回	答欄)	(要	望事項欄	1)					
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 措置の 分類 内容		也	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の分類		要望	東規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
2090001	。 化審法における届出お	質」という。)を製造 し、又は輸入しようと する者は、あらかじ め、厚生労働省令、経	届出については、平成15年4月 の届出より、3省の審議会の合同 開催をはじめ審査の一本化を実施 したところである。また、平成1 5年7月に「化審法に基づく新規	d -	対応済み		窓口の一本化については対応済みとのことであるが、 要望は、省庁毎に異なる書類の提出部数や、3審議会の 審査について、統一を求めており、この点についての具	d	対応済み 「提出書類の内容、部数等を統一してもらいたい。」については、平成15年7月に「化審法に基づく新規化学物質の届出に係る資料等の作成・提出について」を定め、10月以降の届出については経済産業を届出窓口に提出に登り、提出に登り、提出では、最小限の部数ででは、最小限の部数ででは、場合ではできない。	5102	5102680	(社)日本経済団 体連合会	68	化審法における届出お よび審査過程の一本化 (1)	共該ベ内い 「定に窓なそ	審法における届出先について、当   管3省共通の窓口を設けて、当   窓口に届け出ればよいこととす   窓口に届け出ればよいこととす   きである。その際、提出書類の   家、部数等を統一してもらいた。   規制改革推進3か年計画(再改   こ)」(平成15年3月28日閣議決定   おいて、「化審法における所が、「化審法における所が、「化審法における所が、「大事の統一化を行う」(平成15年度措置)とあり、の方向で早期実現されることを   待する。	度 厚生労働省 経済産業省 環境省
	よび番貨週程の一本化	で定めるところにより、その新規化学物質 の名称その他の厚生労	化学物質の届出に係る資料等の作成・提出について」を定め、10 規出について」を定め、10 月以降の届出については経済の 省を届出窓口にするとともに、 出資料の内容の統一も図ったとこ ろである。				体的な対応策をさらに検討され、示されたい。 上記 を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。		・ の提出となるよう整理を行ったところである。 「共管3省の審議会を合同で行う等により、届 出に係る新規化学物質に係る審査過程を簡素で公 正・透明なものとすべきである。」については、 既に記載のとおり、平成15年4月の届出より、 3省の審議会を合同開催することにより審査の一 本化を図ったところである。	5102	5102690	(社)日本経済団 体連合会	69	化審法における届出および審査過程の一本化(2)	等質透 「定にる明議15	管3省の審議会を合同で行なう により、届出に係る新規化学が に係る審査過程を簡素で公正・明なものとすべきである。 規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定 おいて、「新規化学物質に関す 審査過程を簡素でより公正・建 会の合同開催与とすべく、共管3省の成 会の合同開催与とあり、早期実現 期待する。	原生労働省 ) 経環境省 ) 経環境省
					企画業務型裁量労働制は、「事業の運営に関する事項についての強立家、調査を別の性のであってある及び分析の業されを適切に適けに労働をある時間を別が表現を適けてある必手明及が活力を適けのだけのがあるの時間を別がであるが見る必ずのである時間を別がであるがの手明及が活力を適けである。 「は、日本なにといる時間を別があるできない。 は、日本なにといる場合では、日本なにのは、日本なにのいる場合では、日本なにのは、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本				企画業務型裁量労働制は、そもそも、経済社会 の構造変化や労働者の就業意識の変化等が進む中 で、活力ある経済社会を実現していくためには、	5027	5027011	東京海上火災保険㈱	1.1	企画業務型裁量労働制 の対象業務範囲の拡大	査 緩 務 の に	対象業務(「企画・立案・調・分析」業務)に関する更なる ・分析」業務)に関する更なる 和(「創造的かつ裁量的な」教 実 要件を緩和し、金融サービス全 従事するホワイトカラーが全て 象となるようにして欲しい。	≹ 务厚生労働省 ≹
z090002		カ闘雄等/広第30家/04 第11鎮第1号、平成11年 12月27日付け労働省告 示第149号第3 . 1、 平成12年1月1日付け基 発第1号3	企画業務型裁量労働制の対象業務 務は、以下の要件のいずれにも い下の要件のいずれにも 当す事業の運要である。 1.事業の運営ある事項につ いての業である。 2.企称である。 3.当該である。 2.企称である系。 3.当該である。 1.遂行するにのでは行の方は 1.遂行するにの裁量にと 大響に労業務のである行のたな。 大響があるがな行のをはいている。 大要がもの表記では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	С	労働者については、現行制度においては、現行制度においては、現行制度における。 いてなりうると考えられる。 となりうると考えられる。 となりうると考え象とならホワイトの、 「・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一		回答は、営業職等は事業の運営に関する業務ではないため要望に応じるのは困難とするが、要望は事業の運営に関する業務以外でも、業務遂行や時間管理が労働者の裁量に委ねられている実際があるため、自立的で自由度の高い柔軟な働き方を求める勤労者の意欲に応える意味から裁量労働制に関する対象業務要件の緩和を求めるものである。 対象業務の要件設定に関して、その妥当性を含めて検討のうえ、回答されたい。	С	事業活動の中枢にある労働者が創造的な能力を十分に発揮しるる環境づくりますることが必要である。る環境づくりますることが必要である。この趣旨に照らし、「事業査及び分析の学業務であって、当該業務の性質上これを適切であって、当該業務の性質上これを適切であって、当該業務の性質上これを適切であって、当該業務の性質上これを適切を指するにはその決定を特別を表す。 「一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、	5029	5029241	(社)日本損害保 険協会	24.1	企画業務型裁量労働制 の対象業務範囲の拡大	査 緩 務 の に	対象業務(「企画・立案・調・分析」業務)に関する更なる ・分析」業務)に関する更なる 和(「創造的かつ裁量的な」教 要件を緩和し、金融サービス業 従事するホワイトカラーが全て 象となるようにして欲しい。	≹ 务厚生労働省 ≹
					ある。 こうしたことから、御要望に沿う こうは困難である。 なお、平成15年6月27日に 成立した「労働基準法の一部を関 会審議・関係が表現して、労働すら 強い懸念が満済にかけて、 対して、対して、 は満足に場の拡大に対して、 は満野なが、まないの時帯にはいて で対象禁院にの附帯決は当該事業 場全体の運とされているところ である。				体の運営に影響を及ぼすものとすること」とされているところである。		5102030	(社)日本経済団 体連合会	3	企画業務型裁量労働制 の対象業務の拡大	を在業調	画業務型裁量労働制の対象業務 拡大すべきである。例えば、現 認めらていない「営業職等」の 務についても、「企画、立案、 査及び分析」に加え、大会 してして取り扱うべきである。	見 厚生労働省

	_	(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回答欄)		(要望事項欄	)				
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 措置の 分類 内容		その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 要望 管理番号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号   具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
										5008 5008260	オリックス㈱		時間外労働の上限規制 の緩和	36協定による労働時間について、一年において延長することができる限度時間が360時間とされているが、この時間についてきるの実態に合ったみ。また、適等である。季務として定める「季務」の動物をして変勢、等務の過期がきしい事業業務等も、の適のである。	生物では、
z090003	0 時間外労働の上限規制 の緩和	労働基準法第36条、1項 働基準法第36条第1項 の協定で定める労働時 間変長の限度等に関す る基準	時間外労働については、労使協る 定の締結を要件に認めない。 が、その協時間の適正足を表しいできるに が、その協時間の適正足を準法に定めい。 とができるに時間の限度に化を準法に定め、 の、平成10年働大働の限度を基立をある。 、野量のでは、 関係労使は、 が要量の変数ができるに、 関係ができるに、 が要量の変数ができる。 、業務量の変数ができる。 、業務をしい時間が対象を 、1 に動き、 、1 に動き、 、2 に対しては、 、2 に対しては、 、3 に対しては、 、4 に対しては、 、5 に対しては、 、5 に対しては、 、5 に対しては、 、5 に対しては、 、6 に対しては、 、7 に対しては、 1 に対して、 1 に対して 1 に対して	С	時間 かきない かいます かいます かいます かいます かいます かいます かいます かいま		回答は、健康障害防止の観点からも時間外労働限度基準の緩和は困難であるとする。 しかし、要望は時間外労働限度基準によって時間外労働の加制を図ることができていない一方で、当該基準のために労働者の賃金が正当に支払わない事態が生じていることから、過重労働の防止措置を別に行うことを前提に、正当な産金確保のために時間外労働限度基準の緩和を望むものである。	С	時間外労働の限度基準は、時間外労働が本来臨き 時的なものとして必要最小限に目とどめ ものであるとの考えの下、長時間にわたる労働の 実効ある抑制を図るという起手で設定されている を変勢をある。賃金のである。また。賃金のできないである。 でいることから起こっていることがら起こってが ものとは考えておらず、当該基準が賃金不払残業 を助長しているとの認識は誤り基準法に違し なお、賃金ないものであり、、 をないないものであり、「産をないます。」 「産金ともい強ないものであり、「産をは、「プサーベを終せ場」を活る。「連	5008 5008260	オリックス㈱	26.2		本事項については、平成14年6月に内閣府が公表した「各内閣府が公表した「各内的財育する内がはる規制改革等に係る対応状況」において厚生労働省にも対働きの意見・要望等にのなったのするが、ついるところ在りがのかるが、いいてもる制度の在り方にかいいで、対している。対策が関係に係る制度が関始したとし、労働政大・として報うをある。」、は、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14年では、14	こう・ぎュヤー 厚生労働省
			フいての限以時間を除ざ、内容をは適用しての限以時間を保されているとされている。 なお、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を利力を引きない、特別の事情が充満たす特別条で、同じ、日本の要件を満立る時間を持ち満立る時間をある。 という はいい はい		要である。 にまる いまり はいまい まりまり まりまり まりまり まりまり まりまり まりまり		和を望むものである。 適重労働による健康障害を防止するための適切な措置、当該措置の周知も含め、御検討いただきたい。		しては、今後とも的確な監督指導等を通じ、法令の遵守・徹底に努めてまいりたい。また、適重労働については、平成14年2月に「適重労働による健康障害的止のための総合対策について、多発出したところであり、今後ともより一層の周知徹底に努めてまいりたい。	5034 5034470	(社)リース事業 協会	47	時間外労働の上限規制 の緩和	・36協定によいでは、	がさせこ余こ著 - ・ 月こら - ぎぃ 牛 こで らこ
					労働時間規制の適用除外を認める ことについては、平成14年12 月12日付け総合規制改革会議 「規制改革の推進に関する第2次					5027 5027012	東京海上火災保 険㈱	1.2	企画業務型裁量労働制 の対象業務範囲の拡大	「ホワイトカラーイグゼンブション制度の導入検討」 金融サーヒス業に従事するホワイトカラーについて、「みなし労働時間」制度ではなく、労基法44条に適のように適用除タとする制度としてほしい。	ご こ 度厚生労働省
	*D / b h = _ T // b		監督・管理の地位にある者等、最 も裁量があると考えられる者につ		答申,において「中長期的には、 米国のホワイトカラーエグゼンブ ションの制度を参考にしつつ、裁 量性の高い業務については適用除 外方式を採用することを検討すべ きである。」との指摘を受け、ま た、平成14年12月26日付け 労働政策審議会「今後の労働条件 に係る制度の在り方について(建 法)		冷気の貧困を出す時期では実施に対していて、その時期		ホワイトカラー・イグゼンブションを含めた労働  昨時申制の海田珍仏のない方については、並与の	5029 5029242	(社)日本損害保 険協会	24.2	企画業務型裁量労働制 の対象業務範囲の拡大	「ホワイトカラーイグゼンブション制度の導入検討」 金融サーヒス業に従事するホワイトカラーについて、「みなし労働時間」制度ではなく、労基法41条に定める「管理監督者」のように適用除タとする制度としてほしい。	ご こ 度厚生労働省
z090004	0 ンプション制度の導入	労働基準法第41条	いては、労働基準法第41条第2号により、労働時間規制は適用除外となっている。	b	議)」においても、「労働基準法 第41条の適用除外例対象範囲については、今回の労働基準法によ、今回の労働基準法における裁量労働制の改正を行った場合、アメリカのホワイン・フラン等に、アメリカのホリカーでは、アメリカのボースを検討することが適当ところ。の労働時間規制の適用除外の在、今にいいては、上記を踏まるである。労働時間規制の適用除外の在、今にの労働基準法の改正で検討することでは、大切に対したとしている。		検討の結果を出す時期及び実施時期について、その時期 となる理由も含め、具体的に示されたい。	ь	時間規制の適用除外の在り方については、前記のとおり、今回の労働基準法の改正の施行状況を十分に把握した上で検討することとしたい。	5102 5102040	(社)日本経済団 体連合会		ホワイトカラー・エグ ゼンプション制度の導 入		り、原生労働省・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

7961931	<u> </u>	(回答欄)		,,,, e		への再検討安請・再回			(再回	回答欄)		(要	星事項欄	)					
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 要望管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
												5023	5023010	神奈川県横浜市	5 1	社会保険診療報酬支払 基金が取り扱う審査支 払業務の範囲拡大		社会保険診療報酬支払基金の 第は、社会保険診療報酬支払基金 基、国の告示及び局長通知はより 場別在横浜の 最近、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	金り 度親 医成務告
												5024	5024010	神奈川県川崎で	5 1	社会保険診療報酬支払 基金が取り扱う審査支 払業務の範囲拡大		社会保険診療報酬支払基金の 第は、社会保険診療報酬支払基金の 第は、社会保険診療報酬支払基よ 集の告示及び局長通知によい 現存、間の告示なが成制度でいている 環務性、関係費助成制度でひい小 関家庭等医療費助成制度「とびの 現家庭費助成制度」といる 財務は、対象外とされていの改基 教務は、対象外とされていの改基 が取り扱う。 が取り扱う。 を が取り扱う。 を が取り扱う。 を が取り扱う。 を が取り扱う。 を が取り扱う。 を が取り扱う。 を が取り扱う。 を が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	金り 重り り 厚生労働省 に 金
z090005(	社会保険診療報酬支払 基金への委託業務範囲 の拡大	社会保険診療報酬支払 基金法第13条及び同 条第3項の規定による 告示及び局長通知	・社会保険診療報酬支払基金の業務には地方自治体の行う乳幼児医療等の助成事業の審査支払は含まれない。	С		・公公、公会、公会、公会、公会、公会、公会、公会、公会、公会、公会、公会、公会、公		・回答では対応不可とされているが、 医療機関の事務処理負担の軽減、レセプト審査と医療費 助成分の審査のズレの解消等のために有効であること、 社会保険診療報酬支払基金は国の公的医療保険を支える 組織であり、助成部分の審査支払を支払基金に委託させ ることは、不適当とされるが、国保連では実際に同様の 審査を行っていることが指摘されている。また国向担係 最近期により、基準的保護等の実施する公費範囲で 認められている。これらの点を踏まえ、要望も多数ある ことがら、改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。	С		国保連は国保の保険者である市町村が会員となり、共同してその目的を達成する所でなめに設立も充成に設立を決議している。診療報酬の審査立事業をのみならず、保険者事務の共同事業などの事業を行っておりませる。 100 を 1	5025	5025010	千葉県千葉市	1	社会保険診療報酬支払 基金が取り扱う審査支 払業務の範囲拡大		社会保険診療報酬支払基金の業者 は、社会保険診療報酬支払基金の基金 は、社会保険診療報酬支払知により 業務範囲が特施しているが、 選別が時施しているが、 時間が特施しているが、 時間が特施しているが、 計算が、 計算が、 計算が、 計算が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	り療対性保厚生労働省
												5075	5075010	福岡県福岡市	1	社会保険診療報酬支払 基金が取り扱う審査支 払業務の範囲拡大		社会保険診療報酬支払基立基金金 係は、社会保険診療報酬支払基よ 集務範囲が特定では、 養務範囲が特定では、 長庭心民のは、 長庭心民療費助成果を費助成果を費助、 財産費助成果を費助、と人工を 財産費助成果を費助、と人工を 財産のと、 財産のと、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大人工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工では、 大力工で、 大力工では、 大力工で、 大力工で、 大力工で、 大力工で、 大力工で、 大力工で、 大力工で、 大力工で、 大力工で、 大力工で、 大力工で、 大力工	金り 重乳等成心に外間診務 保託 厚厚 生 労労 働
												5100	5100210	東京都	21	社会保険診療報酬支払 基金が取り扱う審査支 払業務の範囲拡大		社会保険診療報酬支払基金の 第は、社会保険診療報酬支払基金の 第は、社会保険診療報酬支払基よ 業務範囲が特定されている。 韓国者が実施してい並びとり 現在、都対実施してい並びとり 東着医療療助成制度」のとり、列 医医療費助成制度」の以下「列 原医療療助成制度」の以下「シー ので、列 ので、列 ので、列 ので、列 ので、列 ので、列 ので、列 ので、列 ので、列 ので、列 ので、列 ので、列 ので、列 ので、列 ので、列 ので、列 ので、列 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	金り 身区親切身 生生 労働 省 1

			(回答欄)					_ (再検討要請欄)	(再回	]答欄 )	(要	2事項欄	)					
	管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 措置 分類 内容	の 措置の概要 字 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
											5008	5008321	オリックス㈱	32.1	確定拠出年金制度の 制緩和	の度	出限度額の拡大。企業年金制度 有無にかかわらず月50,000円程 まで拡大してもらいたい。従業 の拠出も認めてもらいたい。	厚生労働省
											5014	5014050	(社)関西経済連 合会	5	確定拠出企業年金にま ける拠出限度額の拡大	強いす	定拠出年金の拠出限度額を拡大 る。	厚生労働省
		- 第字編 中午 全小編 中間	確定拠出年金法第20 冬 第60冬時中間4	《企業型確定拠出年金》 企業年金に加入していない者 3.6万円(月額) 企業年金に加入している者 1.8万円(月額) 1.2月日間第2寸脚出年今、		平成16年には厚生年金本体の財 政再計算が予定されており、公的 年金の給付のあり方の見直しに応		平成 1 6 年度までに実施されることの可否について改め		実施の可否も含めて現在検討中。 なお、公的年金制度改正は平成16年に行われる ことになっており、確定拠出年金制度の在り方に	5027	5027260	東京海上火災保 険㈱	26	確定拠出年金の拠出限 度額の拡大	き く	出限度額の拡大を認めていただたい。特に個人型について少なたいに、 特に個人型について少なくしも企業型と同額となるよう限額の拡大を認めていただきた。	:
2	0900060 ]	雅た煙山牛並の煙山喉 支額の拡大	宗、第69宗確定拠は 年金法施行令第11 条、第36条	1 . 8 万円(月額) 1 (個人型確定拠出年金> 自営業者 6 . 8 万円(月額) (注)国民年金基金と共通の拠出限度額枠 企業(企業年金、企業型確定拠出年金のない企業)の従業員 1 . 5 万円(月額)	b, f	じ、確定拠出年金制度の拠出限度 額についても検討を行う予定。な お、実現に当たっては税制上の措 置も必要。		平成「0年度までに実施されることが可否にJUTC放めて検討されたい。	b, f	ことになってのり、権止廃団年金制度の仕り方についても、公的年金の給付の在り方の見直しに応じて検討を行うこととしている。そのため、時期を前倒しすることはできない。		5029280	(社)日本損害保 険協会	28	確定拠出年金の拠出降 度額の拡大	き く	出限度額の拡大を認めていただたい。特に個人型についてから たい。特に個人型について少うな とも企業型と同額となるよう限 額の拡大を認めていただきた 。	:
											5034	5034581	(社)リース事業 協会	58.1	確定拠出年金制度の 制緩和	の度	出限度額の拡大 企業年金制度 有無にかかわらず月50,000円程 まで拡大してもらいたい。 従 員の拠出も認めてもらいたい。	厚生労働省
											5102	5102120	(社)日本経済団 体連合会	12	確定拠出年金における 掛金の拠出限度額の引 上げ	限         	定拠出年金における掛金の拠出 度額が低く、老後の安定した生 を保障するには十分ではない。 出限度額を大幅に引上げるべき ある。	厚生労働省

(再検討要請欄) (再回答欄) (要望事項欄) 規制改革 要望 管理番号 各省庁回答に対する 再検討要請 措置の 分類 措置の措置の 措置の 規制改革要望事項 (事項名) 該当法令等 要望主体 別表番号 具体的規制改革要望内容 分類 (対応策) (対応策) 内容 内容 6 0 歳前であっても中途引出しが できるようにしてもらいたい。 (引き出しに際し、多少のペナル ティーはやむなしと思料) 32.2 確定拠出年金制度の規 制緩和 オリックス(株) 厚生労働省 確定拠出年金の企業型 における拠出限度額の 枠内での個人による上 乗せ拠出の容認 現行の拠出限度額の枠内で企業拠 出に対する個人上乗せ拠出を認め 厚生労働省 東京海上火災保 5027230 23 5027 確定拠出年金において、個人型へ の専業主婦、公務員の加入を認め 厚生労働省 東京海上火災保 確定拠出年金の加入対 24 5027 02724 象者の拡大 米国の401k制度の様に、 税のペナルティを課した上での年金資産の取り崩し、 年金資産を担保と 厚生労働省したローン制度を認めるようにし 確定拠出年金の経済的 困窮時における年金資 東京海上火災保 険㈱ 25 5027 027250 産取り崩しの容認 ていただきたい。 確定拠出年金の企業型 における拠出限度額の 枠内での個人による上 乗せ拠出の容認 現行の拠出限度額の枠内で企業拠 事業主拠出に合わせて従業員が拠 (社)日本損害保 出に対する個人上乗せ拠出を認め 厚生労働省 ていただきたい。 事業主拠山に合わせく促業製の拠しまするマッチング拠出を認めることや、中途引出しを容易にすることは、「貯蓄」に近い行うへさき「り、税制上の優遇なうものになず年金」の性格を損なうものになると考えられる。また、国民年金第314年 25 5029 険協会 れる。まだ、国民年金第3 で做保険者は、公的年金制度において自ら保険料を負担していないことや、一般的に税制措置の対象となる所得がないことから、確定拠出年金の対象となっていない。これ 確定拠出年金において、個人型へ 脱退一時金の支給については、国 民年金の第3号被保険者や公務員 (社)日本損害保 険協会 確定拠出年金の加入対 象者の拡大 の専業主婦、公務員の加入を認め 厚生労働省 ていただきたい。 26 確定拠出年金法第2条 などの確定拠出年金に加入できな 実施の可否も含めて現在検討中。 スポンジョロション いなは保証する なお、公的年金制度改正は平成16年に行われる ことになっており、確定拠出年金制度の在り方に ついても、公的年金の給付の在り方の見直しに応 平成 1 6 年度までに実施されることの可否について改め て検討されたい。 b, f らのことから、マッチング拠出 中途引出の制度化、国民年金第3 号被保険者等加入対象者の拡大に ついては、基本的に困難である。 米国の401k制度の様に、 税のベ ナルティを課した上での年金資産 の取り崩し、 年金資産を担保と したローン制度を認めるようにし じて検討を行うこととしている。そのため、時期 を前倒しすることはできない。 確定拠出年金の経済的 困窮時における年金資 産取り崩しの容認 (社)日本損害保 険協会 27 しかしながら、平成16年には厚生年金本体の財政再計算が予定されており、公的年金の給付のあり方の見直しに応じ、公的年金制度を補完する企業年金等の一部である確定拠出年金の在り方について、本の後、漢字は対すません。 とされていない。 ていただきたい。 (社)生命保険協 確定拠出年金制度にお ける支給要件の緩和 企業型では退職時にも受給できる 厚生労働省 17 も、今後、適宜検討をすすめてい く予定。なお、実現に当たっては 税制上の措置も必要。 60歳前であっても中途引出しができるようにしてもらいたい。(引き出しに際し、多少のペナルティーは 58.2 確定拠出年金制度の規 制緩和 (社)リース事業 034582 協会 やむなしと思料) 現在、企業型確定拠出年金の実施 現住、正業空唯止版出年本の吳旭 時は、事業主からの拠出しか実施 できず、本人からの拠出はできな厚生労働省 い。事業主の拠出に加えて本人拠 出ができるようにすべきである。 企業型確定拠出年金に おける掛金の本人拠出 (社)日本経済団 体連合会 102130 13 の容認 脱退一時金を受給できる要件を 緩和すべきである。 60歳未満の加入者で、経済的困 の版本所の加入者で、経済的四 野時には、個人別管理資産を取り 崩すことを可能とすべきである。 あるいは、個人別管理資産を担保 (社)日本経済団 体連合会 17 確定拠出年金における 中途引出し要件の緩和 した融資を受けられるようにす

(再検討要請欄) (要望事項欄) 規制改革 要望 管理番号 各省庁回答に対する 再検討要請 措置の 分類 措置の措置の 措置の 規制改革要望事項 (事項名) 該当法令等 具体的規制改革要望内容 (対応策) (対応策) 分類 内容 内容 .厚生年金保険法における年金給 |等積立金の運用方法として、商 ファンド法 Lの商品ファンド 商品投資受益件)による運用を |示的に認めることを要望する。 具体的には、厚生年金保険法136 条の3の三の投資顧問業者の定義 に商品投資顧問業者を加えるこ と、ならびに同136条の3の四に 商品ファンドに係る規 制撤廃・緩和 5008 5008161 オリックス(株) 項目を追加し、商品ファンド法に 規定する商品投資受益権の売買を 加えることを要望する。 厚生年金基金の積立金は、すぐに現金化する必 要のない資金であるという特性から、中長期的な視点で、安定的な収益を確保できるよう運用され 現在でも、信託会社、生命保険会 社、投資顧問業者との契約に基づ く運用においては、これらの運用 機関の運用対象資産や契約の相手 でいる。また、現在、厚生年金基金の運用は、基 金の受託者責任を明確にすることで比較的自由に 行うことができるようになっているが、その公的 な性格から、法律で「安全かつ効率的に行わなけ 方について何らの規制はなく、商 品ファンドによる運用も、商品投 資顧問業者との契約の締結も認め ははない(厚生年金保険法第136条の3第 はならない(厚生年金保険法第136条の3第 5項)」とされているところである。 商品ファンドは、投資家から資金を集め、専門 厚生年金基金の年金給付等積立金 の運用方法は、 信託会社、生命 保険会社、投資顧問業者との契約 られているところである。 なお、厚生年金基金が自ら運用を 行う場合については、必ずしも 様々な運用方法に応じた専門家が による運用と、 厚生年金基金自らが行う運用に分けられる。年金 家が農産物や鉱物など様々な商品に投資し、その 収益を投資家に還元するものである。その運用方 給付等積立金は安全かつ効率的に 法は、商品先物・オプション取引を基本としてい 厚生年金保険法における年金給付 等積立金の運用方法として、商品 ファンド法上の商品ファンド ( 商 様々な連用万法に応じた等門家が いるなど運用管理体制が整ってい るものではないため、運用対象資 産や契約の相手方について、積立 金の安全な運用という観点から、 一定の制限を設けているをころで ある。運用対象として、商品ファ はは、同面元初・イノション収引を基本としているため、少ない資金(証拠金)で非常に高い収益を上げること(レバレッジ効果)が可能である一方、投資元本をすべて失う可能性もあるハイリス・ハイリターンの投資対象である。また、証券市場との相関関係が低いことから短期的には効率的な運用となる可能性はあるものの、リスク管理 運用しなければならないため、厚 生年金保険法等により運用方法等 回答は、信託会社、生命保険会社、投資顧問業者との 契約に基づく連用においては商品ファンドによる運用も 認められているところであるとのことであるが、要望者 が規定されているところである 品投資受益件)による運用を明示 的に認めることを要望する。 具体 的には、厚生年金保険法第136条 の3第1項第3号の投資顧問業者の 厚生労働省 が規定されているところであるが、については、信託会社等の民間の専門家が運用を行うことが16何ら運用先の制限はなく、商品ファンドへの運用や商品投資顧問業者との契約も認められている。なか、については、厚生年金基金においては、必ずしも様々な運用を対しては、必ずしも様々な運用を対しては、を専門をがしるが 認められているところであるとのことであるが、要望有 は、金融機関等を契約の相手方とする契約において、商 品ファンド法上の運用を明示的に認めることを求めてい るので、要望に沿った検討をしていただきたい。 商品投資顧問業者との直接契約を認めない根拠とし て、信託会社等と比較して関係法令整備後の期間が短く 実績がないことをあげるが、いかなる実績をあげれば認 厚生年金保険法におけ z0900080 る年金給付等積立金の 運用方法の明示 厚生年金保険法第 1 6 条の 3 57.1 商品ファンドに係る規 制撤廃・緩和 (社)リース事業 c,d 03457 ンドへの直接投資を認めていない が難しいこと、農産物や鉱物などの商品を投資対 定義に商品投資顧問業者を加える のは、商品ファンドは、様々な商 品の先物取引などを運用内容とす 象としているため長期的には経済成長に見合った 収益を得ることができないことから、長期的に保 こと、ならびに第136条の3第1項 第4号のイロハニに項目を追加 るものであり、商品の選択に当 たって、その分野に関する高度な 専門知識が必要とされるため、厚 生年金基金が自らリスク・リター 持する対象とはならないと考えている。 し、商品ファンド法に規定する商 品投資受益権の売買を加えること を要望する。 め得るのか、その条件、検討スケジュールを明示していただきたい。 金においては、必9 しも様々な連用方法に応じた専門家がいるなど 運用管理体制が整っているものではないため、運用対象資産や契約 の相手方について一定の制限を設けているところであり、商品ファンドへの直接の運用や、商品投資 対すの対象とはならないと考えている。 なお、厚生年金基金の運用においては、有価証 券であっても、先物・オブション取引について は、法令上、当該現物の価格変動のリスクヘッジ ンの分析等を行うことは困難であ るからである。また、厚生年金基 金が商品投資顧問業者と直接契約 を締結することについては、商品 投資顧問業者は、信託会社、生保 保険会社、投資顧問業者と比較し 顧問業者との直接の契約の締結は 認めていない。 て、関係法令が整備されてからの 期間が短く、実績が相対的に積み 重なっておらず、現段階におい て、認めることは困難である。 なお、現在でも、信託会社等との契約に基づく 運用においては、これらの運用機関の運用対象資 産や契約の相手方について何らの規制はなく、商 品ファンドによる運用も商品投資顧問業者との契約の締結も認められている。 現行制度では、年金給付等積立金 の運用方法として、商品ファンド 法上の商品ファンド(商品投資受 益権)による運用が明示的に認め られていない。このため、厚生年 金保険法における年金給付等積立 本味庾法における牛亜鉛竹寺積立
金の運用方法として、防品ファン
片法上の商品ファンド方法ファンド(商品対策 受益件)による運用を明示的に認 あることを要望する。具体的に は、厚生年金保険法第百三十六条 の三第一項を の三第一項を の三第一項を の三第一項を のこ第年の品投資顧問業者を加える 年金資金運用品目とし ての商品ファンド法に 基づく商品投資受益権 (社)日本商品投資販売業協会 06301 の定義に同田及兵服団朱音を加え ること、ならびに第百三十六条の 三第一項第四号に項目を追加し、 商品ファンド法に規定する商品投 資受益権の売買を加えることを要

		(回答欄)				(再検討要請欄)	(再回	回答欄)		(要望	事項欄	)					
管理 コード	項目名	該当法令等制度の現状	措置の 措置の 分類 内容		その他	各省庁回答に対する 再検討要請		措置の 内容	措置の概要 (対応策)	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
				医薬品は、過量使用による有害 作用や他の医薬品等との併用による 有互作用等でも素剤師等が相互にと から、いつ消費者が多な情報が 人手できるような状況で、 入手できるような状況で、						5007	5007060	日本チェーンス トア協会	6.1	薬事法関連	配与ち薬創と	薬品販売に関する規制緩和 医薬品販売の拡大特例販売業や関 販売業売であいるで、薬剤師の 支にできる医薬の受 、解熱鎖痛剤・かぜ薬・整腸 ・乗りついては「一般で、一般で、一般で、一般である。 して、一般が売店での販売を可 とする。	厚生労働省
z090009	0 医薬品販売に関する規 0 制緩和	薬事法 薬局開 設者子の販売 業の販売 業の販売 業の販売 なけれるを、薬受けた者で、 医薬品の販売でなければ、販売売貯蔵し、 し、してしてして、 投与のはならなのででは、 を変し、ならなのででして、は、 を変し、ならなのででは、 ででは、ならなのででは、 を変し、ならなのでででは、 を変し、ならなのでででは、 をのででは、 を変いのででは、 を変いのででは、 、変ができまるで、 、変ができまるで、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、でででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、でででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででがは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででが、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででが、 、ででが、 、ででが、 、ででが、 、ででが、 、ででが、 、ででが、 、ででが、 、ででが、 、ででが、 、ででが、 、ででが、	ent in	使用なる。2003年学家。2003年学家。2003年学家。2003年学家。2003年学家。2003年学家。2003年学家。2003年学家。2003年文学家。2003年文学家。2003年文学家。2003年文学家。2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003年文、2003年文学、2003年文学、2003年文学、2003		・回答では、2003年の骨太方針に基づき、年末までに「安全上特に問題がない」ものを選定する予定とされているが、要望内容は、解熱鎮痛剤、健胃薬、風邪薬、乗り物酔い薬等について、一般小売店での販売を求めているものであり、この点について具体的な品目選定に関する考え方、対応策を更に検討され、示されたい。 ・回答では、特例販売業、配置販売業との比較で一般小売店での医薬品販売を認めることは適当でないとされているが、特例販売業、配置販売業が相当数存在すること、薬剤師が配置されてないことを指える過量使用の調査であるが、にのが、ときも特例販売業等で販売されているいことを整まえれば、少なくとも特例販売業等で販売されている医薬まれば、少なくとも特例販売業等で販売されているとを発えられるが、このことの可否について改めて検討されたい。	b	薬骨の門い「る作際るかのの例特で経るしい都小	前回の回答の通り、解熱鎮痛剤、健胃薬、風邪の長、乗り物酔い薬等の扱いについても、2003年の身大方針に基づき、「安全上特に問題が本薬学のしていて、年末までに、対するの意見を十分に踏まえ、検討することは困難をして、薬の下のでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	5007	5007060	日本チェーンス トア協会	6.2		12.	全てのドリンク剤、ビタミン剤 ついても一般小売店での販売を 能とする。	
				歴録が認い機能の場合に基づしているなどを いるなどを多くの点で店舗においず て不特定多数に販売する一般小売 店と相違がある。したかって、単 純に配置販売業者との比較で一般 小売店での医薬品販売を認めるこ とは適当でない。						5102	5102250	(社)日本経済団 体連合会	23	一般小売店における作 用の緩やかな医薬品販売の実現	る一はつ行結てるた既の中緩薬鎮で	経済財政運営と構造次 革 東京的政運営と構造 で 東京的 2003では、「医東京の303では、「医東京の303では、「医東京の303では、「医東京の303では、一大学の403では、一大学の403では、一大学の403では、一大学の403では、一大学の403では、一大学の403では、一大学の403では、一大学の403では、一大学の403では、一大学の403では、一大学の403では、一大学の403では、一大学の403では、一大学の403では、一大学の403では、一大学の403では、一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、「一大学の403では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、100では、10	厚生労働省

		(回答欄)					_(再検討要請欄)	(再回	答欄)		(要望	皇事項欄	1)					
管理コート	項目名	該当法令等	制度の現状		措置の 内容 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
											5036	5036030	(社)日本船主協 会	3	港湾・輸出入手続き等 の一層の簡素化	手	全ての港湾・輸出人関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるを徹底的に削減・簡素化でするよう要望する。	国土交通省 財務省 財務省 原生労業省 最 経済水水産産 農 林水水産産
z09001(	輸出入・港湾諸手続の 簡素化促進及びワンス トップサービスの実現	食品衞生法第16条 検疫法第6条、第11 条、第11条第2項、第 17条第2項	輸出人・港湾諸手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ スト)については、平成15年7月23 日より供用を開始したところである。	b	名・日本 (本) は		回答によると、シングルウインドウ化により、対象手続きの統一や共通項目の標準化、統一化を図ったとのことであるが、要望は、申請の必要性が失われたものや申請の中で削修できる項目などの見直しをさらに進めてほしいというものである。上記の観点から、さらなる見直しに向けた対応策および平成16年度までの実施の可否について具体的に検討され、示されたい。	b		1 ・輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ 化については、関係府省と連携、協力しつつ、平成15年7月23日にこれを実現した。 2 ・シングルウィンドウ化に当たっては、利用省にとって使用に当たって国界に当たって国界標準にも配慮 国人、手続面でとこの標準にも配慮 国人、手続面でとこの標準にも配慮 国人、中で、大変事様の提出時期の統一や共通関が、人で、大変事様の提出時期の統一代を図るとと詩・届出時に報り取利として、一般では、一般である。 1 日本ので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こ	5102	5102560	(社)日本経済団 体連合会	1 56	輸出人・港湾諸手続の 耐素化促進およびワン 現	DVE	2003年7月に、かから、	財国経法原 省 省省
z09001	小規模水道事業施設向 10 けの水質検査事業要件 の緩和	水道法第20条	水道事業者等は水質基準確保の 確認のため水質検査が義務づれている。 水道事業者等は水質検査に必要 な検査施設を設置検査に必要な検査施設を設置大きないが、この水質検査の業務 が業務)を地方公共指定が高大臣の は厚生労働大臣の改正が遺えでは 「厚生労働大臣の登録を受けた者」)に委託したで で厚生労働大臣の登録をでしたの を施設の設置義務は適用されない。	d及びe	今国会で成立した水道法の改正 (年度内に施口で発達の表して、 (年度内に施口で発達の表して、 定制度がら国にを持って、 を満たことで、 が道法にれてきる。全録機質を が、が道水の検査を満定は変性を 高なたここ検査を満足録要件関 と満なるとでを満足はでいてきる。こて実施できる能力があって登録機関することが 道水の水質検査を実施できる。 が道水の水質検査を実施できる。 を発力である。手数料については、 登録の要件とされてもなっては、 登録の要件とされては、 登録の要件とされては、 登録の要件とされては、 登場である。 機関がそれぞれてまま誤誤認である。	度から国の裁量の宗地 ない形の登録制度に移 行するものであるが、 その効果の一つとし て 民間の参入が促進	項、今回の水道法の趣旨のひとつである民間事業者の活力の積極的な利用などについて、自治体などの水道事業者に周知徹底する通知の発出を含め、検討し示されたい。	d及びe	-	今国会で成立した水道法の改正 (年度内に施行予定)により、指定制度から国の裁量の余地のない 形の登録制度に移行することになり、水道法に明関 できることができる。このため、水道水の検査を満足して実証主体は受ける。このため、で登録を存るとができる。このため、で登録を存るを満足して実証主体は受ける。このため、で登録を存るを満足して実証主体は受ける。また、検査手数機関とれるようでは、登録金を設定する。また、検査手数機関がそれぞれ好る。また、検査手数機関がそれぞれ好る。また、検査手数機関がそれぞれ好る。ことは可能であって、予設では、全国水道関係担当者同知規則の公本等の機会を設定するとなる、今般議権に多なのでは、全国水道関係担当者同知規則の公本等の機会を旨の別り、その趣旨の所規則の公本等の機会を旨の別知徹底を図っていくこととしている。	5006	5006040	民間事業者	4	「一定規模以下の水道 の水質検査を認め る」。	Ĭ	水道の水質検査は水道法第20条するにより厚により原生のです。 する、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	厚生労働省

(再検討要請欄) (要望事項欄) 規制改革 要望 管理番号 各省庁回答に対する 再検討要請 措置の 分類 措置の措置の 措置の 規制改革要望事項 (事項名) 該当法令等 具体的規制改革要望内容 分類 (対応策) (対応策) 内容 内容 薬事法 第六条 次の各号の いずれかに該当すると きは、前条第一項の許 可を与えないことがで きる。 一 その薬局の構造 設備が、厚生労働省令 で定める基準に適合し ないとき。 一の二 その薬局に おいて薬事に関する実 務に従事する薬剤師が 厚生労働省令で定める 員数に達しないとき。 第二十六条 一般販売業の許可は、 店舗ごとに、その店舗 - 般用医薬品には、過量使用によ の所在地の都道府県知 事(専ら薬局開設者、 医薬品の製造業者若し る有害作用や他の医薬品との併用による相互作用の問題等があるこ 「薬効の低いもの」とあるが、そのようなもの であっても、過量使用による有害作用や他の医薬 要望は、「薬効の低いもの」についてであり、また、薬 とから、医薬品の購入時において | 公本師の表現金書目 日 | 公本師の表現金書 | 公本師のの表現金書 | 公本師の表現金書 | 公本師のの表現金書 | 公本師のの表現金書 | 公本師のの表現金書 | 公本師のの表現金書 | 公本師の表現金書 | 公本師の表現金書 | 公本師の表記を 品との併用による相互作用の問題等があることから、医薬品の購入時においては、消費者からの求 医薬品販売に関する規 制緩和 要望は、「楽別の他いもの」についてであり、また、楽 剤師不在の場合、「電話、FAX、電子媒体での服薬指 導」にて対応するとしているものである。現状の薬店で の服薬指導、薬剤師の常駐の実態に鑑みれば代替措置と して十分検討に値すると考えられるゆえ、再度検討され たい。 は、消費者からの求めに応じ適切な情報提供や相談が行える体制が 日本チェーンス 薬事法関連 厚生労働省 めに応じ適切な情報提供や相談が行える体制が必 必要である。また、消費者からの トア協会 一般販売業における管理薬剤師 安とのる。 上記の点からも、電話、FAX、電子媒体での服薬 指導では不十分であり、むしろ薬剤師の常駐を徹 底することが国民の利益に繋がると考える。 うことが必要な場合がある。従っ て、薬剤師が常に配置され、対面 販売が行われるべきである。 「保健所を設置する 市」という。)又は特 別区の区域にある場合 2 削塡の計可にプ いては、第六条の規定 を準用する。ただし、 同条第一号の二の規定 は、卸売一般販売業の 許可については、準用 しない。 昭和63年3月31日 薬監第11号 医薬品 の販売方法について (略) カタログ販売は、かか る対面販売の趣旨が確 保されないおそれがあ り、一般的に好ましく ないところである。 (略) 4 取扱医薬品の範囲 は、容器又は被包が破 損し易いものでなく、 医薬品の購入時においては、消費者に対し適切な情報提供や相談が行える体制が必要であり、積極的 医薬品のカタログ販売については、平成7年に 歯科口腔用薬(歯痛歯槽膿漏薬)及び眼科用薬の 追加を行っているが、その後は見直しは行ってい 発時変化が起こりに 、副作用の恐れが 利用者の利便性、安全性に基づき一定の医薬品について カタログ販売を認めている現状から言えば、カタログ販売 売が可能な品目について定期的な見言しをすることは必 要と考えられる。近時のカタログ販売品目についての見 直しの状況について詳細に報告されたい。また、近時に ないもので、一般消費者の自主的判断に基づ一部の薬効群の医薬品についてカき服用されても安全性とタログ販売を認めている。からみて比較的問題が では、 な情報提供を行うために、対面版 売が行われるべきであるとの考え から、カタログ販売が可能な医薬 品の範囲を拡大することは適切で z0900130 医薬品の通信販売にお ける品目の拡大 日本チェーンス トア協会 ない。 また、昭和63年当時より、「一般的に好まし くないところである」としており、カタログ販売 の範囲について、利用者ニーズを基にして品目の 拡大を検討することは保健衛生上適当ではない。 薬事法関連 通信販売における品目拡大 厚生労働省 おいて見直しなどがされていないのであれば、利用者 ニーズを調査し、早急に品目を拡大されたい。 少ないものであること。当面、薬効群としては次の薬効群の医薬 ないと考える。 カタログ販売の形態によることがやむをえな ハと認められる場合に ついては、当職に個別 に協議されたいこと。 (薬効群)(略)

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回答欄)		(要望事項欄	1)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 要望 管理番号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z090014(	) 医薬部外品の申請の届 出制	事十臣働指と、 す	医薬部外品においては、個別品目 毎の承認・許可が必要。	С	医薬部外品については、医薬品同様に有効成分を含有するものであり、成分毎に使用方法、 効全性及なり、個別に有る必要があるとのであることから、要は一様に個別に有いてあることが、医薬品と一様に個別品目毎の承認・許可が必要である。		既に許可されている医薬部外品と含有薬効成分が同じ場合、または、薬効成分を減じて製品とする場合などは、申請手続きの簡素化、届け出制への移行などの可能性含め検討し回答されたい。	С	医薬部外品については、医薬品同様に有効成分を含有するものであり、成分毎に使用方法、効能等が異なり、個別に有効性、安全性及び品質を評価する必要があるものである己だい。例別品目毎の意認・許可が必要である。なお、有効性、安全性及び品質に影響を与えない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5007 5007081	日本チェーンフ トア協会	ζ 8	薬事法関連		医薬部外品の申請の届出制、範 の拡大、期間の短線、審査セン ターの指示の統一化、判断の統 化	
z090015(	) 医薬部外品のシリーズ 申請の拡大	量又は本質」欄につい	医薬部外品については、香料、着 色剤の種類が異なる場合におい て、シリーズとしての申請を認め ている。	С	医薬部外品のシリーズ申請については、製品の有効性、安全性に直 接的に影響しないと考えられる香 接の音響しないと考えられる香に 料、着色剤の種類が異なる場合と おいてのみシリーズ申請を必めて いるところであり、その他の処方 変更については、医薬品と同様に 有効性・安全性・品質の確保の観 点から個別に審査を行う必要があ る。		既に許可されている医薬部外品と含有薬効成分が同じ場合、または、薬効成分を減じて製品とする場合などは、シリーズ申請可能とするなど申請手続きの商素化、届け出制への移行などの可能性含め検討し回答されたい。	С	医薬部外品のシリーズ申請については、製品の有効性、安全性に直接的に影響しないと考えられる香料、着色剤の種類が異なる場合においてのみシリーズ申請を認めているところであり、その他の処方変更については、医薬品と同様に有効性・安全性・品質の確保の観点から個別に審査を行う必要がある。なお、有効性、安全性及び品質に影響を与えない範囲での承認事項の軽微な変更については、改正業事法により、平成17年4月から届出制を導入するものである。	5007 5007082	日本チェーンフ トア協会	ζ <sub>8</sub>	薬事法関連		医薬部外品の申請の届出制、範 の拡大、期間の短線、審査セン ターの指示の統一化、判断の統 化	
z0900160	) 医薬部外品の一変申請 等の期間の短縮化	昭薬的等に、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では	医薬部外品においては、個別品目 毎の承認・許可が必要。承認申請 等に対して、6ヶ月間の標準事務 処理期間を定めているところ。	C	医薬部外品は標準的事務処理期間 を6ヶ月と自しており、開係を6ヶ月と自しており、 原用医薬)を1月を10ヶ日を10ヶ日を10ヶ日を10ヶ日を10ヶ日を10ヶ日を10ヶ日を10ヶ日		審査体制等の問題により、迅速化が困難であるなら、業務の民間委託などにより短縮可能と思われるので再度この点について検討されたい。	С	医薬部外品は標準的事務処理期間を6ヶ月とであり、医薬品(医療用医薬品1年、一般用医薬品10ヶ月)よりかなり短期間で承認が行われている。さらに、染みがき験等については、一定都適量を作成し、当該が行われている。つちに、治説が行わない。1年の間では、1年の間では、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1		日本チェーンストア協会	8	薬事法関連		医薬部外品の申請の届出制、範 の拡大、期間の短編、審査セン ターの指示の統一化、判断の統 化	囲厚生労働省

			(回答欄)					_(再検討要請欄)	(再回	答欄)		_(要	2事項欄	1)					
<u></u>	<sup>管理</sup> ード	項目名	該当法令等	制度の現状		措置の 内容 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類		措置の概要 (対応策)	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z09(	00170 <sup>[</sup> .	医薬部外品の審査セン ター等の判断の統一化	-	-	е	医薬品副作用被害教済機関性 調査機構と医薬品配管に対する。 関連を関係を対しているを を が、 を を の他、の都を の他、の都を のを の他、の都を のを の他、の都を のを のを のを のを のを のを のを のを のを のを のを のを のの他、の のを のの他、の の の の の の の の の の の の の の の の の の		現在行なわれている各都道府県毎の製造許可に関する判断基準の整合性を取るためマニュアル化することやガイドラインの作成について具体的に検討し、その時期についても示されたい。また、同様に、都道府県がおこなっている承認申請の進業務に付随する相談等の際の意見に違いが生じていることについても、担当者会議の場だけでなくマニュアル化することやガイドラインの作成について具体的に検討し、その時期についても示されたい。	а	-	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と医薬品屋療機器審査センターの指示の内容については、定期的に開催している担当者連絡会の他、相互の連絡を密にするなど、その都度が開発している。さらに、不可能のでは、近期的に開催している。では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	5007	5007084	日本チェーンス トア協会	8	薬事法関連		医薬部外品の申請の届出制、範囲 の拡大、期間の短縮、審査セン ターの指示の統一化、判断の統一 化	厚生労働省
z09(	00180	医薬品卸売一般販売業 の許可取得に係る要件 の緩和		配送センターや分置倉庫のうち、 実態的に医薬品の販売又は授与が 行われることのないものについて は、販売業の許可にかからしめる 店舗とは見なしていない。	ď	医薬品の卸売一般販売業のいわゆる配送センターや分置倉庫の取扱いにつけては、これまで通知等により、実態的に医薬品の販売又は授与が行われるのでなければ、販売業の許可にかからしめる后率成15年8月13日に行われた、全国薬産場等出当係長気はして各都道府県に改めて周知した。		かかる誤解を招かないように再度、通知等により、事業者、業界団体への周知を行うことについて検討されたい。	đ		平成15年6月13日に行われた、全国薬事監視 等担当係長会議において各都道府県に改めて周知 したところである。	5007	5007090	日本チェーンス トア協会	9	薬事法関連		医薬品卸売一般販売業の許可 取得に関する緩和 ・配送センターにおける管理薬 削師配置、試験室設置の不要	厚生労働省
z09(	00190	調剤薬局での処方薬に 関する規制緩和	せんに記載された医療品につき、その処方で んを交付した医師、 科医師又は獣医師の原	医師が一般名で処方した場合の患 薬者選択による調剤は可能であり、 せまた、患者の求めに対し医師が認 動めた場合に限り薬剤名(であいたの 同での処方の場合においても、患者 退摂による調剤は可能である。	d	現在でも、医師が一般名で処方していた場合の患者強化を引きる調子を引きる調子を引きまた。場合にの別による調子のでのでは、場合に関係を引きまた。場合に関係を引きまた。場所によき続きない。 一般では、多いの品質系の品質系のの品質系のののでは、のののでは、多いのでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは		・回答では、「患者選択による調剤は、現行制度下で可能とされているが、製品名処方の場合には医師の同意なしでは他の製品への変更はできないこととなっている。一層の消費者選択、利のにかために、医師への一般処方の推奨、患者の求めに対し医師が同意した場合の患者選択の調剤が可能なことの利用者への周知徹底を図ることについて具体的に検討され、示されたい。	d		後発医薬品を患者が適切に選択できるための情報 提供を行うことにより、利用者への周知徹底は既 に行っている。 今後、引き続き、医薬品の品質再評価を行い、後 発品を合む医薬品の品質確保を図る一方、後発品 の品質を促進していために、平成14年4月より、後発医薬品の一般名、商品名、企業名、価格 等の情報について、厚生労働省ホーム、このの 掲載を開始しているところであるが、この啓発を進 める等、患者が適正に選択できるよう情報提供の 充実を行う。 また、一般に、医師は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療をとければならないこととされて いるは、というに関係している。 また、一般に、医師は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を 得るようにつとめなければならないこととされて いる。	5007	5007100	日本チェーンス トア協会	10	薬事法関連		調剤薬局での処方薬に関する 緩和 ・成分名による処方を可能とす る。	厚生労働省

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回	答欄	)	(要望	星事項欄	)				
管理コート	項目名	該当法令等	制度の現状		措置の 内容 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類			要望	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号    具体的規制改革要望內容	制度の所管官庁 等
z09002	アウトソーシング事 業・機能分社における 第二種衛生管理者選任 要件の緩和	労働安全衛生法第1条、労働安全衛生規第7条	2 常時50人以上の労働者を使用す 2 る事業場は、その事業場に専属の 衛生管理者を選任しなければなら ない。	С	事業者では、		回答では安全衛生管理に責任を有する事業者により直接指揮命令できる体制が必要なこと、衛生管理者が当該事業場の業務実態等を知悉していなければならないことを理由としてはるが、要望では、業務委託会社和事業場に「専属の者」を常まさせる、としており、指揮命令教実統の担保はできているものと考えられる。また、業務実態等の形態については常駐させる。「専属の者」を衛き管継ぐことが担保できれば問題ないものと考えられる。以上の点を踏まえ、改めて実施に向けた具体的な対応策を検討し、示されたい。	c		衛生管理の最終責任は事業者にあるため、衛生管理者は事業者にあるため、衛生管理者は事業者にあるため、衛生管理者は事業者に対して直接指揮衛士等環境の大きないた指揮命令系統の下で、責任他事業場のは、態にならないたが、事業者に直接雇用されている者を認めないため、事業者に直接雇用されている者を認めないため、事業者に直接雇用されている者を認めないため、事業者に直接雇用さないため、事業者に直接雇用されている者を認め指揮のでいると、事業を関するいたの、事業者に直接雇用さないため、事者を受けるとき理者が行うように事者では非除できるように事者のとは、一方。といる衛生管理者が行うように事者できないたの、事業をできないなる衛生管理者が行きように表する。	5009	5009010	ソニー㈱	1	アウトソーシング事 業・機能分社における 第二種衛生管理者選任 要件の緩和		「事業以 音型 警で 野事業以 音足 ト間 音の
z09002	アウトソーシング事業イのにおける選任要件緩和 管理者選任要件緩和	則弗 / 杀	規 社会保険労務士又は社会保険労	C	安全が、できない。 は、大きない。 は、いきない。 は、いきないい。 は、いきないいきないいいいいいは、いきないいいいはいいいいはいいはいいいはいいはいいはいいはいはいはいいはいはい	り ておとは専る律件職の服とす働の観か 土事合令調査秘令体事が直接代き者れ者と 業法で下続 社はにを、門こになな務人あい、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのとり、大きいのというというといいのというというというというというというというというというというというというというと	事業場の業務実態等を知悉していなければならないことを理由としているが、要望では、業務委託会社の事業場に「専属の者」を常駐させる、としており、指揮命令系統の担保はできているものと考えられる。また、業務実態等の知悉については常駐させる「専属の者」を衛生管理者として選任させる際に業務実態等を漏れなく引き継ぐことが担保できれば問題ないものと考えられる。以上の点を踏まえ、改めて実施に向けた具体的な対応策を検討し、示されたい。	C		衛生管理の最終責任は事業者で会を達者であるととについています。 第七年管理の最終責任は事業者で会を連載を表しているというし、係らっています。 第七年におり、東京は、一年の大学では、10年の大学では、10年の大学では、10年の大学では、10年の大学では、10年の大学では、10年の大学では、10年の大学では、10年の大学では、10年の大学では、10年の大学では、10年の大学では、10年の大学では、10年の大学では、10年の大学では、10年の大学では、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、10年の大学をは、1	5009	5009030	ソニー (株)		アウトソーシング事業 ではます。 管理者選任要件緩和	余件に、ノアンリティ業務 社の社員を 当該会社のコ	は ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で

		(回答欄)			5四合への母検討安請・冉			(再回	]答欄]	)	(要	星事項欄	)					
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状		措置の 措置の概要 内容 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0900220	特定化字物質使用設備にかかる機器の設置等にかかる場合と	条、労働安全衛生規 第86条及び第88 条 労働安全衛生担	8 特定化学物質のうち特定第二類物 制 取り扱う場所で移動造し、又は 即取り扱う機構で移動場で移動場で である設備(特定化学設備)を設 調置まる等の場合の健康 選手を防止場合と、労働・動基準監督 署へ設置の届出を求めている。	d	特定化学物質質のうち特定第二、類 物質又は第三種で特定後、 のう質を製式以外側)跨 質別が表現備(特別を表現式以外側) 可能でを定します。 のであする場合というである。 しいでは一次で展出を表現では、 しいでは、 しいでは、 しいでは、 しいでは、 もないがり扱い。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		回答は、移動式以外の特定化学設備については労働者の健康障害を防止するために届出を求めているが、研究開発等で使用されるような移動式の設備は届出対象外であるとする。 しかし、要望者は、研究設備であっても移動式で無いもの(ドラフトチャンパー等)を使用する機会が現実にあることを前とにはいるが対象の量が設備の構造を基準として届出の要否を判断することを求めているのであり、要望者の意向に沿った検討をしていただきたい。 仮に審査を行ううえで、量や設備の構造上の基準等を設けているのであれば、当該基準を満たす数備の届出規制の適用除外の可否について検討いただきたい。	С		特定化学設備に係る設置届の添付書類としてで あているものは、構造の概要、設備の構造の図の作成 等、その多くが特定化学設備を設備を関連する際に作成 する書いであり、国産のも基色であり、 する書の施行について」においては、日本の施行にの事務にで、手続の施行について」においては、日出がだきとさ過 変件に適合とから、届出事務はでは、化学的できる。 また持定もものであり、は、まないでは、日本の主ないでは、日本ので発覚を1、日本ので発覚を1、日本ので発覚を1、日本ので表現を1、日本の上ので表現を1、日本の上ので表現では、日本の地のでの表現を1、日本の主ないでは、日本の地のでの表現を1、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	5009	5009060	ソニー㈱	6	特定化学物質使用設領にかかる機器の設置等にかかる届出義務の意素化	器の いで ない	它化学物質使用設備にかかる機 の設置等にかかる届出義務につ て、特定化学物質の取扱量が少 1場合には、届出義務の簡素化 図っていただきたい。	厚生労働省
z0900230				С	労働安全衛生法第88条に基づは 労働安全衛生法第88条に基づは 開きの危険、有に基づなので、 事事の所要と対し、30日のでは、 事事の所要と対し、30日のでは、 事事の所要と対し、30日のでは、 事事の所要と対し、30日のでは、 最大のでは、 を必ずには、 のが要がよいできるでは、 を受けてきでがられば、 である。 を受けてきでは、 である。 を受けてきでがよりである。 を受けできな形では、 である。 を受けできな形では、 である。 を受けできな形により、 である。 を必ずいまのでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のに、 のには、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 にいて、 はで、 はで、 のに、 にいて、 はで、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 はで、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、		回答は、労働者の健康障害を防止するために届出を求めるとのことであるが、要望者は、電離放射線のひとれてあるX線が発生するテレビ等について届出を求めていないこととの比較において、X線が微量にしか発生しない設備について通用除外とラミを高出が必要な設備との間で区別を設けることの合理性を含めて検討されたい。また、要望者は電離放射線の量や設備の構造を基準として届出の要でを判断することを求めているので、表に、電性では、当該基準を満たります。後に審査を行ううえで、量や設備の構造上の基準等を設けているのであれば、当該基準を満たきたい。	С		電離則の適用を受けるエックス線装置には、テレビ、電子顕微鏡等他の目的で用いられる装置で副次的にエックス線が発生する装置は会まれない。これは、副次的にエックス線が発生すると重は、例えばテレビで多くて数μSv/hという微量であるのに対し、主体的にエックス線が発生する量は、例えばテレビで多くて数μSv/hという微量である。600μSvの被ばくが考えられているためである。要望者が主張する具体的なエックス線装置置を用いて間を指すないが、主体的にエックス線装置置を用いて間接出をが表現を行う場合には、1回当たり、約550~600μSvの被ばくが考えられているため、要望者が主張する具体的なエックス線装置でを用いて間接用をであいる人とはではないがよりである。本であるである。一般では、100mのであるとであっても、上記では、20mのあるとであっても、人体が何さないことがものにより、側面を下であっても、人体が何らかの影響を受けるいとのにより、機能はくを防止する等のため、上記をのは、2を防止なり、体が何らかの影響を受けるいるとのであっても、人体が何らないことから、不必り、機能はくを防止なり、を受けるいとのであり、最高なについるものであり、最高なに出いるを表してある。を重離放射線により、体が何らないことが多に出います。といるは、2を防止なり、ながでしたの、単位はは、2を防止なり、は場になるといる。これが表には当該代いるであり、最高なには当該代いるものであり、最高なにはいるといる。まないは、2をいるにはいるであり、最近には、2をいるではないといる。まないるは、2をいるには、2をいるではないる。まないるは、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるには、2をいるにはないるにはないるにはないるにはないるにはないるにはないるにはないるにはな	5009	5009070	ソニー㈱	7	電離放射線障害防止規則におけるX線装置に かかる届出義務の簡素 化	X線 置は、 量は 少な	機放射線障害防止規則における 装置と荷電粒子を加速する こついて%を発生させる又 二次的に発生する場合、X線 によって基準を設け、X線量 によい場合には、届出義務の間素 を図っていただきたい。	厚生労働省
z0900240	乾燥牛肉の食肉販売 ) 業、食料品等販売業 対象商品からの除外	年 2 日 2 日海 発筆 1	<b>さこここされている。これらの日</b> 巻を学生されて来せれば応見知	е	食肉販売業は鳥獣の生肉を販売する営業を指しているものであり、ご指摘の乾燥牛肉の販ある食肉販売業の営業計年のクリンで、は、食品衛生法で定める食りない(昭和24年3月日衛発第12・5号)。本件は、都道府県の条例に係る要望事項と考えられいて、全国一律の基本するようも都道府県等にの自主性及び自由を配慮する観点から不適当である。						5009	5009100	ソニー㈱		乾燥牛肉の食肉販売 業、食料品等販売業 対象商品からの除外	「食業」	- フジャーキー(乾燥牛肉)を 食肉販売業,「食料品等販売 の対象商品から全国一律に除 していただきたい。	

(再検討要請欄) (要望事項欄) 規制改革 要望 管理番号 措置の 分類 内容 措置の措置の 各省庁回答に対する 措置の概要 規制改革要望事項 (事項名) 該当法令等 別表番 具体的規制改革要望内容 制度の所管官庁 (対応策) 再検討要請 (対応策) 分類 内容 ・要望主体の規制緩和内容は、「『優良な』医療機関を 差別化した『名称』とする」ものであり、「診療所」を 「病院」という名称にすることに拘っているのではな い。優良な診療所について差別化された他の名称などに 医療機関の名称にその質の評価に係るものを含 従来の診療所の診療報酬(低コ 立ものを認めることは、名称のみでその具体的基 まを示すことは困難であり、国民にとってわかり ト)で一定の基準を満たす優良 つ高品質な医療を提供できる医 医療法においては、病院と診療所 を機能面、構造設備面等の観点か 優良な診療所において 「特区病院」という名 称の使用を許可する。 優良な診療所において 「特区病院」という会 っすいとはいえないことから適切ではない。 原機関のみ、「特区病院」という 称の使用を許可する S区分しており、主としてプライフリケアを担う機関として位置で ついて検討されたい なお、人院診療計画を導入している旨、財団法 人日本医療機能評価機構の医療機能評価の結果、 シ療に関する諸記録に係る情報を提供しているこ 海へはいるが、 を称の使用を許可する。 (・「特区病院」においては混合 診療を解禁する。) (・株式会社などを含む新規医療 ついて検討されたい。 ・要望主体の内容である「株式会社参入」については上記の差別化された優良診療所への参入であり、現状に6 2の株式会社立の医療機関が存在することでを鑑みれ z090025 医療法第3条第2項 C 医療法人 優良な診療所であるこ とを表示できる医療機 関名称の新設 優良な診療所であるこ ナられた診療所が病院と称するこ とを表示できる医療機 関名称の新設 とは患者にとって紛らわしく、不 と等については広告することは可能となってい は十分検討し得ることと考えられるゆえ、「優良診療所」への参入という限定された場合について再度、検討されたい。 関連事業者は「特区病院」においてのみ参入を認める。) 受給権者等の給付減額をする場合 前段については,政省令等に明記されており,周 にあっては、減額しなければ確定 給付企業年金の事業の継続が困難 前者は,現在でも給付減額の理由 印済み。 - 後段については,確定給付型の企業年金は,ま 受給権者等に認められる給付減額 となりうる。後者については、労 前段について、回答では現行制度下でも給付減額の理 要件として、以下を追加する。減額をしなければ確定給付企業年 ず将来の給付水準を約束して,それを賄うための 掛金を一定の予定利率等を設定して計算するもの であり,運用実績が予定利率を下回ったからと 働協約等の変更は、会社を退職す 由となりうる、とのことであるが、通達・ガイドライン 等により一層の周知を図ることについて具体的に検討さ 確定給付企業年金にお (社)関西経済連 金の事業の継続が困難になるこ 厚生労働省と。 事業所の労働協約等が変更 c, d ける受給権者等の給付 た受給権者にとっては関係が薄い ものであるので,労働協約等の変 更を理由に減額するのは適当では 合会 減額要件の緩和 って給付の約束が変わるという性格のものでな され、その変更に基づき給付設計 の見直しを行う必要があること。 を拠出することが困難となると見 込まれること。)が必要とされて はなく、したがって掛金の積み増しで対応するのが基本であり、予定利率に達しなかった部分の減 ないと考えている。 額を認めることはできない。 児童館の設置運営 (平成2年8月7日 厚 生省発児第123号 厚 (平成2年8月7日 厚 生省発児第123号 厚 生事務次官通知) 第4大型児童館 九型児童館 14、社型児童館 (2) 設置及び運営の 大型児童館 八型児童館(児童セ (2) 設置及び運営の 大型児童館 A型・B型に 現在、都道府県が設置する大型 牛事務次官诵知) 現住、都道州宗が設置する人室 児童館の設置運営は、平成2年の 厚生事務次官通知により都道府県 が主体となることを原則とし、例 第4大型児童館 平成16年4月を目途に児童館の運 ・回答では「一定要件のもとに」可能とする方向で検討 するとされているが、要望は児童健全育成に関し様々な z0900270 NPO法人の児童館経営 への参入 営主体については、一定要件のも NPO法人の児童館経営 への参入 本事業の会計区分を明確にするなどの一定要件に とにNPO法人の児童館経営への プウハウを有するNPO法人の活用による施設の活性化を目指すものであり、このようなNPO法人の参入が可能となるよう、更に具体的な対応策を示されたい。 01701 宮城県 外的に民法法人及び社会福祉法人厚生労働省 への経営委託を認めている。 本通知を改正し、NPO法人の児童 参入を可能にする方向で検討す 館経営への参入を可能にするよう は民法法人及び社会福人・社会福祉法人に委託すること 祉法人に委託することができることとされている。 ができるものであるこ 医療保険における訪問看護制 在宅療養は、本来通院困難な者について行う は七場では、4不通にのはから ものであることから居宅を条件としているもので あり、保育所や幼稚園等に通所、通院している障 害児は通院困難とは言えないことから、訪問看護 度については、在宅療養の推進を 図る観点から、健康保険法第88 ・回答では保育所や幼稚園等に通所、通院している障害 児は通院困難とは言えないとされているが、 要望内容 は障害児を持つ保護者の介護負担の軽減のための施策を 在宅療養は、本来通院困難な 訪問看護制度の利用条件を現行の 障害児の地域生活を支 健康保険法(大正 1 1 1 負傷により居宅において継続して 年法律第70号)第6傷ではり居宅において継続して 年法律第70号)第6像で表すられ際にある 3条、第88条第1項 あって、主治医が訪問看護の必要 性を認めた者を対象としており、 保育所、幼稚園等における医療的 皆について行うものであることか 前向自該制度の初州が下で成りが 「居宅」から「保育所、幼稚園 等」まで拡大し、医療ケアの必要 厚生労働省 な子どもたちに訪問看護サービス を提供することにより、地域生活 ら居宅を条件としているものであ は障害児を持つ保護者の介護負担の軽減のための施策を 求めるものであり、この観点からの具体的な対応策を改 めて検討され、示されたい。 上記 を踏まえた実施時 期について、その時期となる理由も含め具体的に示され たい。 暗事児の地域生活をさ 制度の対象とはならない。
なお、障害児のための在宅サービスの充実を推 z0900280 えるための訪問看護 サービス利用の拡大 えるための訪問看護 サービス利用の拡大 01702 宮城県 院している障害児は通院困難とは 進することにより、障害児を持つ保護者の介護負 言えないことから、訪問看護制度 担の軽減が実質的に図られているところであり、 引き続き、これらの施策を積極的に推進していく の対象とはならない。 ケアは対象とならない。 こととしている。

(再検討要請欄) (要望事項欄) 規制改革 要望 管理番号 各省庁回答に対する 再検討要請 措置の措置の 措置の 措置の 規制改革要望事項 (事項名) 該当法令等 具体的規制改革要望内容 (対応策) 分類 (対応策) 分類 内容 内容 厚生年金基金の代行部分につい 免除保険料率(代行する て、 兄际保険料率(代行する ことにより免除される厚生年金の 保険料率)について上下限が設け られている。 加えて、免除保 険料率を算定する際の予定利率は 5.5%とされており、また予定利率 の引下げや死亡率の改善が行われ の引作がは、 に二十の場合には、 について、 安給者等を含め過去の 期間に遡って積立不足が生じることになるが、 免除保険料率にはこ 厚生年金保険法 ( の不足分は含まれておらず、厚生 年金基金に追加負担が生じる。 最低責任準備金については、平成 改正法)附則第35 ○ 厚生年金基金令第 主施の可否も含めて現在検討中 厚生年金基金の代行部分に係る凍 実施の可合ち含めて現在検討中。 なお、公的年金制度及正は平成16年に行われる ことになっており、凍結解除及び凍結解除後の免 除保険料率のあり方は、厚生年金本体の保険料率 等についての検討を踏まえて検討する必要がある ので、時期を前倒しすることはできない。 居の解除に関し、次期年金改正 おける課題のひとつとして検討 厚生年金基金の代行部 分における免除保険料 率の規制の撤廃等 厚生年金基金の代行部 z0900300 分における免除保険料 平成16年度までに実施することの可否について改めて b, f (社)信託協会 。 免除保険料率について上下 厚生労働省 検討いただきたい。 当する額の算出方法に 関する特例(厚生労働省告示)ほか 同りを加味した利率とするなどに していただきたい。また、予定利 を・死亡率の変更等による財政上 サ がとするを受けたよる別が上 の影響は、免除保険料率に反映しただきたい。 最低責任準備金 について凍結措置を解除願いた なお、凍結解除時においては 東結期間中に生じた不足分に相当 する部分は免除保険料率で手当て いただきたい。 キャッシュバランスプラン が認められるようになったが、年 金給付額に下限がある、選択でき る再評価指標が限定されるといっ た制約があるなど、更なる改善余 地がある。 新DBでは、適格 退職年金や退職一時金において可 能な加入資格、給付設計等の要件 をそのまま適用することができないことから、円滑な制度移行に支障をきたす可能性がある。 制 度間の権利義務の移転承継につい 位の移転承継が認められない 選択肢が限られており多様な 企業再編・事業再構築に対応でき ないケースがある。 給付減額 の手続きは、解散手続きよりも厳 キャッシュバランスプランに ついては、年金給付の下限、指標 ともに既に弾力化。 適格退職年金から新DBに移 しい側面があるため、制度の存続 に支障をきたす可能性がある。 財政運営の基準について、採用す キャッシュバランスプランは確定給付型であり,給付額に下限を設けない措置は考え難い 要望者は、キャッシュバランスプランに関して給付額に下限を設けない措置、下限を設ける場合の運営の弾力化、再評価指標の拡大等のほか、制度設計の弾力化を求めている。これらについて、検討のうえ、回答され キャッシュバランスプラン等給付 が、指標に運動して最低保証額自体を改定することを認めたり、指標として消費者物価指数等を認めるといった弾力化をすでに講じている。 設計や財政基準等については、既 に、一定の経過措置を設けたり、 弾力化を行ったりしている。 別以達言の基準について、採用する制度によって異なる扱い、または代行返上といった制度再構築時の積立比率の悪化に柔軟な対応が 行する場合には、既加入者等については、給付設計について一定の 確定給付企業年金・厚 生年金基金における制 度設計・財政運営の自 由度向上 のるこれがたデイルです。 実施の可否も含めて現在検討中。なお,公的年 金制度改正は平成16年に行われることになってお り,ボータビリティに関わる問題についても,公 - v · 。 回答は、厚生年金基金から確定給付企業年金への承継 が保立に平り込むによれながれた。 できないことから、制度の見直し こ支障をきたす可能性がある。 ・確定給付企業年金及び厚生年金 厚生労働省 確定給付企業年金・厚 生年金基金における制 度設計・財政運営の自 厚生年金基金から新DBへの権利 義務の移転承継など、ポータビリ ティーに関わる問題については、 などの場合について、次期年金改正における課題のひと つとして検討するとしているが、平成16年度までに実施 (社)信託協会 5年余の給付等のあり方の見直しと並行して検討 することの可否について改めて検討いただきたい。 金といった確定給付型の企業年 を行っているので,時期を前倒しすることはでき 9 るとこの当内について仮めて検討いたださたい。 回答は、加入者や受給者の受給権保護等を考慮すると 措置困難としているが、要望は給付減額を行って存続す るという選択肢が過度に狭められないよう解散手続きと 次期年金改正における課題のひ 制度の普及促進の観点から ない。 給付減額の際には、減額対象者 金制度の普及促進の観点から、ト 記のように、制度面等の規制を緩和いただきたい。 キャッシュ バランスプランについて、給付額 に下限を設けない制度の導入・ 限を設ける場合の運営の弾力化、 つとして検討中( ) 給付減額の手続については、加入 \*い。 制度の終了と制度を継続しながらの約束変更と (加入者や受給者)の3分の2以上の同意等が必要。 財政運営の基準については、 を単純に比較することは困難。現行の給付減額の 手続きは、制度の存続と加入者等に対する不利益 変更とのパランスも踏まえた上で設定されている 者や受給者の受給権保護等を考えると、措置困難。() の比較を考慮に入れて緩和を求めているものであり、 めて実施に向けた具体的な対応策を検討し、示された 厚生年金基金と新DBはほぼ共 再評価指標の拡大など、選択肢を 拡充していただきたい。 適格 退職年金や退職一時金など他の退 職給付制度で実施されている設計 が導入可能となるよう、制度設計 の基準を弾力化していただきた い。 制度間の権利義務の移転 承継について、厚生年金基金から 確定給付企業年金への承継などの 場合へ適用範囲を拡大していただ たい。 給付減額について、 入者・受給権者等の同意手続 、あるいは、受給権者等への 、めるいは、文品権目は、(の) 金支給といった要件を、緩和い だきたい。 財政運営の基準 ついて、制度や事態に応じ平仄 である適用に配意いただき、環境 に応じた対応が可能となるよう弾 力化していただきたい。

		(回答欄)					_( 再検討要請欄 )	(再回	答欄)		(要望	皇事項欄	)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状		措置の 内容 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類		措置の概要 (対応策)	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z090032	適格退職年金から確定 8台付企業年金への移行 における現物移管の適 用拡大	確定給付企業年金法 56条第2項、確定 付企業年金法施行分 36条、法施行法施行等3 年金法施稅法施行, 年金法施稅, 第16条第1項 号口	適格退職年金契約を解約した場合は、その標準では、そのでは、そのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	c, d, f	適格退職年金から確定結構を 金への移行には、権法を 金への移行に行う方法と、の分詞配金、 金を契約定解的付企承接限 第一個人 等による終行を行う方法と、の分詞配金、 金製約定解的付金方方法格 等限に充者の方法の 前者の場合、 一個人 一個人 一個人 一個人 一個人 一個人 一個人 一個人 一個人 一個人		要望は制度移行時のコスト削減や市場への影響軽減に 寄与する観点から現物移管の実現を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を更に検討され、 示されたい。	c, d, f		・適格退職年金契約を解約した際の分配金相当額を確定給付企業年金の過去動務債務に充当する方法があるが、適格退職年金契約を解約する場合には、労働者個人ごとの分配金相当額を確定することが必要である。 ・適格退職年金から権利義務承継により確定給付企業年金に移行を行う場合、現金化は必要とされていないところであり、既に選択肢は用意されている。	5035	5035080	(社)信託協会	8	適格退職年金から確定 給付企業年金への移行 における現物移管の通 用拡大	2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	・適年を解除した際の分配金相当 額を確定給付企業年金の過いて、 債務に充当する場合により現物移管が認 使務に充治する場合により現物移管が認 められていない。 ・適格退職年金(適年)かの移行現 の適格退職年金付企業年金付企業年金付企業年金付企業年金付企業年金を付企業年後付企業を行力。 別附則第13条に定める方法(適年 解除 PSL充当による移行を可能 としていただきたい。	厚生労働省
z090033	の 部員保険の被保険者資 格の見直し	船員保険法第17条、 第18条、第19条 船員法第1条 (通達)外国法人等に 派遣される日本人船員 の認定について	・船員保険の被保険者は、船賃等1 院法が17条に基づき、船員法さき、船員法17条に基づき、船員法17条に基列員ともれの船長にいるに乗者と、日本船をできた。原則として保険の、通よな、ものでは、10、しないものでは、10、しないが、10、日本所有用条件筆輪ののにの船前ででれて、地長2年としていて、最長2年としている。最長2年としては、10、日本所有のでは、10、日本所有のでは、10、日本所有用条件筆輪ののにより、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10、日本のでは、10	b	・次期通常国会に船員派遣事業の制度化等についての法律案を提出すべく検討を進めているところであり、当該要望について検討ささると承知している。(当該検討者と承知している。(当該検討者となる。)・なお、実施時期は、船員派遣事業の制度化等に合わせ平成17年度を予定していると承知している。						5036	5036040	(社)日本船主協 会	4	船員保険の被保険者資 格の見直し	E Park	国土交通省「船員職業経行員職業経行員職業経行員職業経行員職業経行員職業経行員職業経行員等所務に係告、任2002年7月8日、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、	国土交通省 厚生労働省
z090034	<ul><li>気工作物保安業務の追加</li></ul>	な運営の確保及び派遣 労働者の就業条件の	E 港湾運送業務、建設業務、 豊警備業務及び 病院等において行 される医療関連業務以外の業務に はついては、労働者派遣事業を行う ことができる。	d	労働者派遣事業制度においては、 左記の業務に該当しない限り、御 - 指摘の電気工作物保安業務につい て、労働者派遣事業を禁止してい ない。						5040	5040030	㈱シーテック	3	『人材派遣業』への電 気工作物保安業務の追 加	10th   10th	特別高圧(構内17万V、その他10 万V未満)で受電する工場等の受変 電設備「設置者」は、設備の保安 管理のため第2種電気主任技術者 の選任が規定されている。 この業務に対して、『人材派遣』 が可能な、規制緩和をお願いした い。	
z09003£	0 障害者の雇用率算定方 法の見直し	障害者の雇用の促進等 に関する法律(昭和3 年法律第123号)第11 条(H15.10.1より第3 条)	5 障害者の雇用の促進等に関する法 5 (電(昭和35年法律第123号)に基づ く障害者雇用率制度においては、 事業主に対して一定割合の身体度 8 害者及び知的障害者を雇用するこ とを義務づけている。	c	社会連帯の理念に不て を雇用の重なが、できない。 を雇用の重ない。 を雇用の重ない。 を雇用の重要が、できない。 を雇用の重要が、できない。 を雇用の重要が、できない。 を認め、主ない。 を認め、主ない。 をと認め、主ない。 をと認め、主ない。 をといる。 をといる。 を表して、定いる。 を表し、定いる。 を表し、定いる。 を表し、定いる。 を表し、定いる。 を表し、定のいる。 を表し、定のいる。 を表し、定のいる。 を表し、定のいる。 を表し、定のいる。 を表しななはは、また一に対象のいる。 を表しまし、でのいる。 を表し、でいる。 を表しい。 を表し、ないる。 を表し、ないる。 を表して、に対象をとと、 を表し、ないる。 ない。 を表し、ないる。 ない。 を表して、に対象をといる。 ない。 は、に対象といる。 ない。 ない。 は、に対象に、といる。 ないる。 ない。 ないる。 ない。 ない。 ない。 ない。 は、に対象にないる。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない		平成14年度の法改正の内容について、通達・ガイド ライン等により一層の周知を図ることについて具体的に 検討され、示されたい。	С		平成14年度の法改正の内容については、施行通知に加え、特にこの内容について説明した資料を都道府県労働局を通じ地方自治体に既に配布し、周知を図っているところであり、今後も全国会議等の場でその周知の徹底を図っていく。	5043	5043010	鹿児島県国分市	1	障害者の雇用率につい ての全国規制改革要望 について	1	「障害者の雇用の促進等に関する 法律」で,障害者の雇用率の算定 の対象とならない事業所等に,地 方公共団体が業務の外部委託を し,委託した業務に障害者である 者が携わっていた場合」の障害 が,委託元(地方公共的)の障 者の雇用率の算定の対象となるよ うに要望します。	厚生労働省

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回	答欄)	)	(要	皇事項欄	)				
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状		措置の 内容	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類		措置の概要 (対応策)	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号    具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z090036	0 民生委員の推薦に係る 国籍条項の撤廃	民生委員法 第6条	民生委員法第6条おいて民生委員を推薦するに当たっては、「塩を育るに当たっては、「塩を育るに当たっては、「塩を育るに当たっの選挙権く、社会の議員を指し、直のの実情に適のある者の実情に適のある最近、企会の増進に対の重当としず可しても、適当である者る。学権の要はは、か国籍の選挙(項に担当しない議選挙(2年、第6の第一次の議会の場合のでは、10年のとなっている。	С	民生委員・児童委員(民生委員は、民生委員は、民生委員法に定定のられており、同時に児童委員が兼知るの地方ととなっている。)は特分務員であり、地方の経費については、「立を持力に対してのでは、児童委員として兄権を必要とする。 民生委員・児童を員については、児童委員として児権に対して、別議権に起いる。 には、児童を員が、日本国籍を必要とする。		貴省の見解は、地方公務員の国籍要件については、「公権力の行使を行う公務員となるためには日本国籍を必要とする」こととされているが、要望は、定住外国人であっても、広く社会の実情に応じて民生委員として推薦できるよう所要の措置について、改めて検討され、示されたい。	С	ı	民生委員・児童委員は特別職の地方公務員であ り、民生委員・児童委員の推薦に係る国籍条項の 撤廃という要望内容は、地方公務員の国籍要件の 問題全般という要望内容は、地方公務員、「公権力の 行使を行う公務員」である民生委員・児童委員は 民生委員法の規定にかかわらず、日本国籍を必要 とする。	5045	5045010	神奈川県	1	民生委員の推薦に係る 国籍条項の撤廃	民生委員推薦に係る国籍籍係に係る国籍係に係る国籍係に係る性態のでは、民生委員を推薦するになって、と、当終有を有生を主要では、自身の選挙権を民生、定立の主のが出来のでは、自身では、自身では、自身では、自身では、自身では、自身では、自身では、自身	当のがらり、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では
z090037	700000000000000000000000000000000000000	律12条の2 建築物の確保 場合では関する 電情を では関する は に第26条の は は は は は は は は は に は に は に は に る に る に	的法 建築物衛生法の登録制度は、建築物の衛生水準を確保するため、 英級物の衛生水準を確保するまため、 的実事事態に立きにつき、では、 第一部がでは、 第一部がでは、 1 制度では、 1 事業的に必が、 1 事業的に必が、 2 に係るの要な、機械・能に有無るを 2 に係等が設けられている。 条件)等が設けられている。	c	登録基準の一つである物的要件は、それぞれの業種で書とに、場合との営業の実態、技術が本生等を考慮必要性が高くを設定を引きる。 エまり、個々の要性が高くを設定して無難のないものでは、でおり、個々の要をについて、観定であり、といいは、登録制度と必要が、この登録であるとを公しがあるとを入れている。名称独占制度は、いわゆる名称独占制度は、いわゆる名称独占制度は、いわゆる名称独占制度は、いわゆる名称独占制度が、強制されているものではない。		要望者は、清掃等を行う事業者について設けられた登録 に係る機械器具保有に関する基準について、不要として 撤廃を求めており、それが不可欠であることの合理的論 拠を含め、改めて検討いただきたい。	c	I	清掃等の作業については、長期の契約が多くな 事後に当該役務の評価を客観的に行うことが困難 である。そのため、物的要件は、人な機械器具を 保有しているかを確認することでは、ようなで機構器具を 保有しているかを確認することでは、な機械器具 業者が一定し、特定理な物維持管を 当が実施である。といるでは、 業者が一定し、特定理な物維持管を 者選択の便宜を図っているものである。したがの ま法律に規定を関うを制度については、 ま活律に表して、 業者を で表して、 業務を実施するとの営業のでは、 また、物り要件となる機械器具については、 また、物の要件となる機械器具については、 また、物の要件となる機械器具については、 また、物でのであると では、 業務を実施する上で必要性が高ことの自分の である。 さらに、都適府県知事は当、診登録に係る機械器 具の審査に関し、その行場の性に になくして にある。 さののである。 さのにものである。 さのを音音にいる機械器 見の審査に関いて、 にあると解している。	5050	5050030	富山県	3	建築物における衛生的 建築物では同する 環業の登録基準のうち、 機 省令で定めている機材 器具の基準を撤廃す る。	建築物における衛生的環境の に関する事業の登録申請に際	し 厚生労働省
z090038	0 フォークリフトの特定 自主検査期間の延長	労働安全衛生法第45 条、労働安全衛生規 第151条の21及び第1 条の24	労働のを 労働のを が表する。 が表することが を主は有いので を表する。 があるとことが を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 のうことで、 のも、 を表する。 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで、 のもで	С	フォークリフトに は、		8 トン未満の貨物自動車に係る車検の間隔は新車登録 時は2 年、以降各 1 年ということになっており、特定自 主検査の間隔をこれに合わせることの可否について検討 されたい。	С		貨物自動車の車検は国による第三者検査であるが、フォークリフトの特定自主検査は、原則と事業者による自主検査(自主検査は、原則と事検査を制度は関係を関係を関係して事業場内に有いる場合にのみ検査業者に対して事業場内に有いる。 は、1	5057	5057110	(社)全日本ト ラック協会		フォークリフトの特定 自主検査期間の延長	⋶ フォークリフトの特定自主検 間の延長	查期厚生労働省

		(回答欄)					_(再検討要請欄)	(再	回答欄	1)	(要望	2事項欄	)					
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状		措置の 内容 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請		徳 措置 内容		要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0900390	) 障害者雇用に係る「除 外率」の見直し	に関する法律(昭和3 年法律第123号)第14 条(H15.10.1より第4 条)及び障害者の雇用	障事業和に割り、は、全書者が、自動をは、全書者が、書名が、自動をは、全書者が、自動をは、全書者が、自動をは、自動をは、自動をは、自動をは、自動をは、自動をは、自動をは、自動をは	c	明報 (1) では、 1 では、						5057	5057120	(社)全日本ト ラック協会	12	障害者雇用に係る「 除外率」の見直し		障害者雇用に係る「除外率」の引 上げ	厚生労働省
z0900400	フレックスタイム制に おける1ヶ月の法定労 働時間の算定方法の見 直し	3、昭和63年1月1日 発第1号、平成11年3 月31日基発第168号、	マイムは「はない。 は、これでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	С	期空では、		回答では、1ヶ月以内の清算期間を基礎としてフレックスタイム制の導入を認めたとのことであるが、実好するは平成9年3月31日基発第2名、8号の要件を緩和の検討の可否について検討されたい。	c		当該通達は、清算期間を1か月とするフレックスタイム制を導入している場合であっても、清算期間における場合であり設定によっないましては、清算期間における活定労働時間のの設定を超えるごとがあり、そのの総枠を超過からでは、1か月間の方にもいては、1か月間の方には、1か月間の法でも時間、100場合は171、4時間では10分割ではないとしているところであり、10分割ではないとしているところであり、10分割ではかりであり、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割では、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分	5073	5073050	(社)日本自動車 工業会	5	フレックスタイム制に おける 1 ヶ月の法定労 働時間	43	所定労働時間を基軸として時間が 労働の認定を行う考え方に基づ 多名3月要件在した。 第228号、中の4分制を実施制を等 第228号、中の4分制を実施制を 大の4つ制を実施制を 大の4つ時間制間 大の4の時間の所間が 大の5の所では、 大の7の時間の所でが 大で4の時間の 大で4の時間の 大で4の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の 大で5の時間の	厚生労働省

770:030	<del>***   ***   ***</del>	(回答欄)	(1)/////////一文里10/	() / O E	らへの再検討安請・再じ	10 (1352) 1 /	- _(再検討要請欄)	(再回答欄)		(要望事項欄	)					_
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 措置 分類 内容		その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0900410	技能検定の受験資格要 件の緩和	45条 職業能力開発促進法施	野技能検定を受検できる者として、 準則訓練を修了した者、一定の期 時間の実務経験を有する者、これら 4に準ずる者を法令により規定して いるところである。	a	近年の技術の進展に伴い、技能の質、内容に変化が生じていること、一定の技能を習得するまでの期間が全体まえ、受体をないて実務経験年数を短縮することを検討しており、遅くとも平成16年度中に措置することとする。		速やかに実施いただくとともに、実施時期について具体的に示されたい。	a	近年の技術の進展に伴い、技能の質、内容に変化が生じていること、一定の技能を習得するまでの期間が全体的に短縮傾向にあること等を踏まえ、受検資格について実務経験年数を短縮することを検討しており、平成15年度中に結論を得て、平成16年度に措置することとする。	5076 5076010	愛知県	1	技能検定の受験資格の 要件を緩和し、技能検 定制度の普及を図る。	受ご等な経	能検定を受検するに当たって協 験資格が定められており、等級 とに実務経験、職業訓練の終了 の条件が定められている。可能 職等について、必要とする実務 でしていないできる いただき	及 7 8 8 8
z0900420	生活保護における住宅 扶助規定の見直 し	生活保護法第10条	生活保護の適用は世帯を単位として行うことが原則とされており、この場合の「世帯」とは基本的に同一の住居かどうか、及び生計が同一かどうかにより判断することとしている。	d -	御悪中の地域のは、 の趣いの地域のは、 の地域のは、 の地域のは、 の地域のは、 の地域のは、 の地域のは、 の地域のは、 のである。 である。 である。 である。 である。 である。 では、 である。 では、 である。 では、 である。 では、 である。 では、 でいったとは、 でいったとは、 でいったとは、 でいったとは、 でいったとは、 でいったとは、 でいった。 でいったのでのでのでのでのでのでのでいる。 でいるが、 でいるのでいる。 でいるのは、 でいるのは、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのは、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるのが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でい		各地方自治体での判断をできるだけ統一し、解釈を徹底するため、ガイドライン、通知等により、いっそうの周知を図ることについて、具体的に検討され、示されたい。	d -	生活保護制度における「世帯」の認定に当たっては、同一の住居かどうか、及び 生計が同一かどうか、及び 立動が同一かどうかによって判断するとする取扱いを、既に「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)により、各自治体に対してお示ししているところである。	5085 5085010	(財)成研会		役所独善の福祉行政を 国民視点に変換する。 担当係施設を要望	と弘もも 祉護市の 神泉を	整する部署が無い為に閉塞国家なっている現状を打破出来るジを要望する。 内閣府の民主党を要望する。 内閣府の民主党 かいまた と 流 に 暖かい手をと 法律 作られた。 道、 府、 県の福 ・ 一 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	ス き
z0900430	指定訪問介護事業者の 指定要件の介護福祉士 (常勤)の設置緩和	(2)指定居宅サービス 等の事業の人員、設備 及び運営に関する基準 について(平成11年9	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所でごて専ら指ののの方式を関係していませた。 日本の は、		指定訪問介護事業者のサービス 提供責任者については、 イ 介護福祉士 訪問介護員 1 級課程の研修を 修了した者 リントを対した介護等のでは、 がら選任がより、 がら選任がより、 がら選祖・基準該当情にない。 は、常数であるが、 は、常数であるが、 は、常数であるが、 は、常数であるが、 は、常数であるが、 は、で対して は、で対して は、で対して は、で対して は、で対して は、で対して は、で対して は、で対して は、で対して は、で対して は、で対して は、で対して は、で対して は、で対した。 のサービがある。		・回答では基準該当訪問介護事業者のサービス提供責任者については常勤である必要がなく、要望された事項は当該事業者となることにおり実施可能とのことだが、解釈の徹底の観点から、基準該当訪問介護事業者に置かれるサービス提供責任者が非常勤である場合の勤務時間の考え方等について、通達により市町村に周知することを更に検討されたい。		基準該当訪問介護事業所におけるサービス提供 責任者については、通達により、「常勤である必 要はないが、指定訪問介護における配置に準じて 配置することが望ましい」と明記されている。	5087 5087010	誠道地区社会福 祉協議会	1	指定居宅サービス事業 者の指定要件の介護 祉士(常勤)の設置緩和	請士て小と相もいど勤委	定居宅サービス事業者の指定申で、訪問介護員の内、介護福(当該事務所に常勤を条件としている)を条件としている)を条件としている)を条件としり次でありで、 学校区の施設職員(当該事務所 は施設で職員が担当する)で、 該は施設で職員が遅和して欲し、 認可条件に力で譲福祉士(サー 人。又提供者として常勤が条件)と 系を施設職員の兼務(施設との 統裁制して欲しい。	厚生労働省
z0900440	グループホームの設置 基準の緩和	運営に関する基準(平 成11年厚生省令第3	) 「痴呆性高齢者グループホームの共 「同生活住居(以下、「ユニット」 という。)の人居定員は、5人以 上9人以下としている。	С	を送話ると、 本のは、 を送話ると、 を送話ると、 を送話ると、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 をのないのでは、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 をのないに、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 をできる。 を、 に、 ないのでは、 を表して、 を表して、 を表して、 をできる。 を、 に、 ないのでは、 を、 に、 ないのでは、 を、 に、 ないのでは、 を、 に、 ないのでは、 を、 に、 でがでは、 に、 でがでは、 に、 でがでは、 を、 のがでは、 のがでは、 のがでは、 のがでは、 のがでは、 のがでする。 のがでは、 のがでする。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のない。 のな、 のない。 のない。 のな、 のな、 のな、 のな、 のな、 のな、 のな、 のな、	り続く) なお、ユニットの規模はあるにも場合では、カストの大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、	・回答では、要望内容はグループホームの性格と相容れず、またグループとしての継続性を保つ観点から1ユニットの規模を3人以上とすることは不適当とされているが、要望の趣旨は空き家の改良等による活用によりうものであり、近接する建物を使用する場合など一定の条件のもとグループの継続性を担保する代替措置を講すれば実施可能と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。	С	グルーブホームとは、一つの生活空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、冷室、トイレなど)を発出用し、その中で共に、食事、団らん、家事との日常生活を送ることを通じて、痴呆性高齢者の別々の建物を1つのユニットとして取り調がより、適当でない。なあ、グルーブホームは、痴が、今後のサリュージス体系としては、通い」「満の農村を10分とでは、10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を	5087 5087020	誠道地区社会福 祉協議会	nu 2	グループホームの入所 定員緩和	施るで4なすものはて仲し朝当り	在の定員は9人であり、専用の を作るか大きな家が必要でこ とかし、街路ではい。定員ない においし、街路ではい。定員ない において、一次では、一次では、 かっている普通で、 ものでは、 がは、 でもので、 がは、 でもので、 がは、 でもので、 がは、 でもので、 の事業得でで、 でもので、 がは、 のもので、 がは、 でもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 のもので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	5 5 5 E I 是 I 国

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回	答欄)	)	(要望	事項欄	)		-			
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類		措置の概要 (対応策)	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z090045(	痴呆高齢者グループ のホームへの介護保険等の住所地特例の適用	東国民健康保険法第 1 6 条	・住所地特例制度は、法に規定する施設について、市町村を超えて1転入する場合において、転出後においても転入前の市町村を保険者とする制度である。	c I	特別制度に対して、	を	・回答では住所地特例制度そのもののあり方について、介護保険制度施行後5年の見直しの議論の中で検討すべき問題と考えているとのことがが、検討の時期とその方向性について具体的に示されたい。	С	I	検討のスケジュールについては、社会保障審議会 介護保険部会における検討が本年5月より開始されており、9月までの間は、介護保険の施行状況 に関する検証を行い、論点整理を持つたのち、1 0月以降、これに基づいて順次議論し、年末まで に論点項目についての議論を一巡することとなっ ている。いずれにしても、住所地特例制度を拡大 することについては、一次回答において述る ような経緯も踏まえ、上記の見直しの議論の中 で慎重に検討されるべき問題であると考えてい る。	5089	5089010	千葉県	1	痴呆高齢者グループ ホームに介護保険等の 住所地特例を適用		千葉県では、誰もが住み慣れた 地域で生活できるよう痴呆性高齢 者グループホーム(以下「GH」 という。)の設置促進を図ってい るそこで、GHの設置促進のため GHに介護保険施設と同様の住所 地特例を適用すること。	厚生労働省
z090046(	国民健康保険税(料) D 試課に係る連帯納税第 務の特例の導入	重民健康保険法第7 条	6 ・国民健康保険の保険料(税)の 納付(税)義務者は世帯主として いる。	с І	・世帯主は、主として世帯の生計を維持するとは、まであって社のでは、主であると解うであると解うであると解りのを含め、自然を代表認の。または、までは、生活のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		要望では、被保険者たる世帯員が所得等を有する場合における滞納に対し適切な処分を行うことができないことを問題としているものである。要望にあるとおり、介護保険のような連帯納税制度を導入できない理由を具体的に明示されたい。	b		・国民健康保険においては、被保険者に無収入者や未成年者が多く含まれているため、保険者に対する義務(保険対納付義務、届出故義務等)を被保負わせる該義務を世帯主に負わせずする。また、義務等を世帯主に負わせずする。また、義務等と世帯主にはのはした。と、義務等を関する。とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、	5090	5090030	千葉県野田市		国民健康保険税(料) 賦課に係る連帯納税義 務の特例		国民健康保険税(料)の算定に帯加 あたの所得、資水保険を定めるでは、 ののれるで、基礎務者、 ののれるで、基礎務者、 ののれるがのみとは、 は、民健康保険がないが、 は、民健康保険が、 は、民健ので、 は、民健ので、 は、民健ので、 は、民健ので、 は、民健ので、 は、民健ので、 は、 に、 とので、 は、 に、 とので、 は、 に、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので	厚生労働省 総務省
z090047(	一般労働者派遣事業と 職業紹介事業を兼業す る場合の業務兼任等の 容認	_ 務取扱要領 = 第 4 一般労働者派 事業 1 許可手続	一般労働者派遣事業と民営職業経行 介事業を兼議する場合の許可好として、「一般労働者派遣する場合を主義ではない。 一般を兼議ではない。 一般を主義のではない。 一般を主義のではない。 一般を主義のではない。 一般を主義のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	b b	一般労働者派遣事業と民営職業紹介事業を兼業する場合の許可要件として、派遣元責任者と紹介、で同事を表すまないではなる職員ではなるな職等の業務を兼任のとされている改革性のなりについては、規制改革推進3が年計画(再改定対を対象では、15年度、11年に対しては、規制では、1年のは、1年のは、1年のは、1年のは、1年のは、1年のは、1年のは、1年の		結論の前倒しの可否を検討し、示されたい。	b		本年秋から検討を開始し、できるだけ速やかに 結論を得ることとしたい。	5091	5091010	東京都足立区	'	一般労働者派遣事業と 職業紹介事業を兼業す る場合の業務兼任等の 容認		一般労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する事業所に属する職員が、派遣元責任者と紹介責任者を兼任できるよう要望する。	

		(回答欄)					_(再検討要請欄)	(再	回答	懒)	(要望	2事項欄	)					
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状		措置の 内容 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置(	の措施		要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0900480	, 外国人労働者の規制緩 和	最低賃金法第16条、第 働基準法第3条	最低賃金制は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低基準を定め、使用者は、その最低債金額以上の賃金労働者に支払わなる。最低賃金額以上の賃金額以上のする制度である。最低資金額は、一定の地域内を産働く労働者の国籍に関係なく適用されるものである。	С	最低賃金制は、最低賃金を法に基基では、最低賃金を設め、最低賃金を設め、最低重差を認め、最低重差を認め、可能のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個						5093	5093010	大島哲也	1	外国人労働特区			法務省
z0900490	国庫補助金等の交付事 務等の運用改善		補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する法律第6条第2項に基 づき補助金等の申請が到達してか ら交付の決定までに通常要すべき 標準的な期間を定め、これを公表 する。	d	補助金等の交付に当たっては、交付申請書等の審査により慎重を分解査により慎重を分配を引動している。補を対定を持定を標準的処理なりを表す。 を期間を標準を的処理などのでは、な期間等による期間を当成で対けでは、な期間を著者に早期にいてが、各補助の要者に早期にいて、要の商素化、交付決定とり、の早期光を図って期発化で、対後とも支いの早期光は、以の等ともない。		要望内容は、補助対象の適否が不明な状況で民間事業者が事業を行わなければならないリスクを少しでも避ずべく、補助金交付要綱等に定められた交付決定までの標準期間を短くできないかというものである。この点を踏まえ、提出書類・手続きを簡素化するなどにより、補助金交付要綱等に定められている交付決定までの標準的期間を短縮することについて、改めて検討され、示されたい。 上記 を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含めて具体的に示されたい。	d		補助金等の交付に当たっては、交付申請書書等の審査により慎電により慎調を持ちれている。補助を学の必合れているで付決定までの標準に割らが表す。では、2月とは動物を変化、2月とは、2月とは、2月とは、2月とは、2月とは、2月とは、2月とは、2月とは	5095	5095030	鳥取県	3	国庫補助金等の交付事 務等の運用改善	補る縮早	制助金交付要綱等に定められてい 交付決定までの標準的期間の短 3、及び実質的な交付決定時期を 期に行うこと	厚生労働省 文部科学省 総務省
z0900500	調剤薬局専門薬局の許 可条件の緩和	ついて」(昭和57年 5月27日 薬発第	・ 変別を表している。 ・ では、まましている。 ・ では、ままる。 ・ では、まましている。 ・ では、まないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	е	・ 「調剤薬局の取扱いについて」(昭和57年5月27日漢発50名時業34号の11年10日 (昭和57年34号の11年10日 (昭和57年34号の11年10日 (昭和57年34号の11年10日 (昭和57年34号の11年10日 (昭和57年34号の11年10日 (昭和57年34号の11年10日 (昭和57年34号の11年10日 (11年10日		・回答では事実誤認とされており、調剤薬局に対して保険薬局の指定を行うことを一律に否定するものではないとされているが、解釈徹底の観点から、通達・ガイドライン等により、一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。 上記 を踏まえ、新たな対応策が必要である場合は、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	е		保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年4月厚生省今第16号)第2条の3の規定に関しては、「処方せんの受入れを制の整備について」(昭和57年5月27日薬房の取扱いについて」(昭和57年5月27日薬房の取扱いについては、「調剤薬局の取扱いにつは、「調剤薬局の取扱いにの保養・1調和、「調剤薬局の取扱いにの保養・1個和57年5月27日薬産機関及び保険養養担当規則等「45月27日薬産機関及び保険産養費担当規則等「0平成と原保・2000年の留意薬間についての部改正保険産産機関及び保険産産事質和の一部の上の保険実施機関及び保険産産事質を担当規則等「0平成の周をでは、1の一部のよりに保険実施とでは、1の一部のよりに関係を関係を記述してきないのの要なたのに動は生るして、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のよりに対して、1の一部のよりに対して、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のよりに対して、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のは、1の一部のより、1の一部のは、1の一部のは、1の一部の表別を担当をは、1の一部のより、1の一部のより、1の一部のは、1の一部のより、1の一部のは、1の一部のより、1の一部の表別を担当を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	5096	5096010	東京都稲城市	1	調剤薬局専門薬局の計 可条件を緩和する	確 た の 現 一 通	5進国と同等の医薬分業を早期に 立し、患者サービスに寄与する め、医療機関敷地内に調剤薬局 設置を認めることを要望する。同 2 はでは調剤薬局は医療機関と同 の建物又は敷地にあっては後記 対によって保険薬局の指定を行 ないとしている。	厚生労働省

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回	回答欄)	(要望	皇事項欄	)					
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	D他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	月目の個女	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z090051i	保育所制度における規 制緩和	児童福祉法	保育所は、保育に欠ける乳幼児を 保育することを目的とする施設で ある。	d、f	保育の実施については、		・要望内容は、利便性の良い市街地での保育所整備や柔軟なサービス提供のために、現行の児童福祉施設最低基準と比較し更に緩い施設基準や保育土数の基準を採用するとともに、公業の経営感覚の発揮を可能とした東京都の「認証保育所制度」を新たな保育所制度して認めるよう求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	d、f	保育の実施については、保育の質を確保するという観点から、児童福祉施設最低基準に沿った認可保育所におけるものが基本であると考えている。 認可外保育施設については、平成14年度から実施している認可外保育施設が認可保育所に移行するための支援事業や設置主体制限の撤廃、定員規模の引き下げ(30人 20人)などの様々な認可要件に係る規制緩和措置を通じて認可保育所への移行を推進しているところである。 なお、地方単独事業は、自治体の判断により行えるところ。 認証保育所に対して補助を実施することは、従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものである。	5100	5100010	東京都	1	保育所制度における対 制緩和	な	、都市住民のニーズに即した新た 2保育所として、都が創設した認 5保育所を制度的に認めること	
z090052(	保育所制度(社会福祉 法人以外の設置主体へ の施設機相助)に おける規制緩和	憲法第89条、児童 祉法第56条の2第 項	福 福祉分野において、民間の者につ 1 いては、社会福祉法人のみに施設 整備費補助が行われている。	f	福に、		・回答では、本提案を従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものとされているが、要望内容は当該補助制度の 運用に関し競争促進によるサービス向上の観点が5、社 会福祉法人と民間企業とのイコールフッティンが5、東 求めているものであり、この点についての具体的な対応 策を改めて検討され、示されたい。	f	福祉分野において、民間の者については、社会福祉法人のみに施設整備費補助が行われるなど公的助成の在り方が異なっているところ。社会福祉法人に関しては、支援及び規制・監督を一体的に行い、質の高いサービスの継続的・銀元に入る、一方、民間企業は、自由な経済活動を行い、利益を確保し、配当することを目的としており、社会福祉法人にすこととはできない。このため、皆ずの必要性の観点から、社会福祉法人のみを補助の象としている制約のな支援、規制・監督対象としている、であり、社会福祉法人のみを補助のみ社会福祉法人のみを補助のみ社会福祉法人のみを補助のみ社会福祉法人のみを相助のあるといるであり、大社会について、財政援助のみ社会福祉法人のみを補助のとしているとなるであり、大社会について、対策を対しているが、大社会について、対策を対しているとなるであり、大大会社について、大学など、で表述に対する。	5100	5100022	東京都	2.2	保育所制度における対 制緩和	多者こ・・	現行の認可保育所制度について、 様な事業者の参入を促し、利用 済本位の制度となるよう改革する とと 施設整備について民間事業者も 助対象とすること	
z090053(	保育所制度(施設基 準)における規制緩和	児童福祉法第45条 2項、 児童福祉施設最低基 第33条(設備につ 京の基準)、 同条第2項(保育士 数についての基準)	集 保育所に施設基準については、児 童福祉施設最低基準によって規定 されている。	d、f	促進等の規制緩和措置を通じて、しない者の	育最を土配る 育補な、設・工低配資置と 土助る従・工・の要補をもこ の要補来が充配準すを可ろ 配件助の充金を持ちます。	・要望内容は、施設基準、職員定数のすべてに保育士資格を求めていることが柔軟なサービス提供を妨げ、利便性の良い市街地での保育所整備が進みにくいとして施設基準の緩和、保育士数の基準緩和をそれぞれ求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	d、f	保育の実施については、保育の質を確保するという観点から、児童福祉施設最低基準に沿った認可保育所におけるものが基本であると考えている。 利便性の良い市街地での保育所整備については、設置主体制限の撤廃、土地建物の賃貸方式の許容、公設民営の常雄など公規制緩和した保育所の設置・運営の促進を必須制緩和である。 保育士については、一定の条件の下で、最低基準上の支えないものとしてをうの条件の下で、最低工でも差し支えないものとしており、つの経な勤務形態に係る需要に対して対応している。よた、保育生な対して対応している。よた、保育生の配置に知ります。また、保育生の配置について、最低基準を上回る人数を配置するされているところである。なが、保育士の配置について、最低基準を上回る人数を配置するである。とまた、保育古の配置について、最低基準を上回る人数を配置するである。とない保育するである。なが、保育力の配置も関して補助要件を緩和しさらなる補助を行うことは、従来の制度の創設・拡充を求めるものである。	5100	5100023	東京都	2.3	保育所制度における規制緩和	3 書 :	記行の認可保育所制度について、 様な事業者の参入を促し、利用 各本位の制度となるよう改革する と 保育所設置基準を緩和すること	厚生労働省

		(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回	]答欄	)	(要望	事項欄	)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状		措置の 内容 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類			要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0900540		成11年厚生省令第37号)第159条第1項項(工業地域の規制にでは、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年	(ユニット数の規制について) 痴呆性高齢者グループホームの事業所における共同生活住居(以下、「ユニット」という。)の数は、1又は2としている。 (工業地域の規制について) 無実性高齢者グループホームの設置地域については、都市計画法の用途地域のうち、工業地域及び工業専用地域は認めていない。	c	グループホームは、痴呆性高齢の者に居住が、今後しい。 「コープホームは、痴呆性高齢のであるは、「適い」「訪時というであるは、「適い」「おかたり、「と交通にしまった。」 「、一次によった。」 「、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		回答ではユニット数の規制について、痴呆性高齢者が住み慣れた地域でなじみの人たちとの関係を保ちながら生活できるようにするためとしているが、要望にある、一定の条件を付す等代替措置を創設したうえで、ユニット数の制限を緩和する方策について、再度具体策を検討されたい。  回答では工業地域の立地規制について、地域住民との交流の確保の確保の強強があら一律に認めていとしているが、要望にあるように地域特性を考慮した柔軟な対応を図る観点から、一定の条件を付す等代替措置を創設したうえて、工業地域への設置を認めることについて、再度具体策を検討されたい。	С	(二数制い (地規つて) 第のにつ (地規つて) 第のにつ (地規つて) 第のにり (地規つて) (地規つて) (地規つて) (地規つて) (地規つて) (地規つで) (地規しつで) (地規しつで) (地規しつで) (地規しつで) (地規しつで) (地規しつで) (地規しつで) (地規しつで) (地域しつで) (地域しので) (地域しつで) (地域しので) (地域し	しては、「通い」、前回」、「おり」、「人店」 といったサービスが、高齢者の心身の状況の変化 に対応して切れ目なく提供されるようにすること が求められており、今後の介護保険制度全般にわ たる見直しの中で、こうした小規模・多機能サー ビス拠点について検討していきたいと考えてい	5100	5100030	東京都	3	痴呆性高齢者グルーフ ホームの設置促進を目 的とした規制等の緩和	デオー	指定居宅サービス等の事業の人 見と備及び連高に関する基準で 見まめる痴えが中では一点である元素が一 人のユニット数の規制や、厚生労 動省規制で定める工業地域への設 動で定める工業地域やの設 した柔軟な対応を図る。	厚生労働省
z0900550	介護休業時の社会保険 料負担の軽減	健康保険法第159 条,厚生年金保険法第 81条の2	・健康保険制度及び年金保険制度 では、育児休業期間中は保険料免 除措置が講じられているが、介護 休業中には同様の措置はない。	f	・健康保険制度及び年金保険制度 においては、休業期間中も保険料 を納付業期間中のものの保険料質 を納付業期間中の保険料質 に成り立のた間が表面を基本 に成り立つては制度を担う次で、 では将来の年金制度であり、この では将来の年金制度であり、この では将来の年金制度であり、この では将来の年金制度であり、この では将来の年金制度であり、この が、 では、 が、 が、 が、 が、 は に成り立っては が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、		回答は、年金制度にとって将来の年金制度を担う次世代育成の観点もあることから、育児休業期間と介護休業期間とでは性格が異なるとしているが、要望者は健康保険料についても介護期間中に免除することを求めている。 健康保険について育児休業期間と介護休業期間とで区別することの妥当性も含めて、改めて検討いただきたい。	f		健康保険制度及び年金保険制度においては、休業期間中も保険料を納付することが基本である。育児休業期間については、少子化対策という重要な課題に資するため、極めて特例的に保険料を免除しているものであり、育児休業と介護休業ではその取得率も大きく異なっていること等から、必ずしも同一には強じられない。また、近年の厳しい保険財政の中で保険料を免除する対象を追いすることは、結果として他の被保険者への負担の転嫁となる。	5100	5100050	東京都	5	介護休業時の負担軽減	·	介護休業時の勤労者及び事業主の 漁担軽減のため、介護休業中の健 最好軽料、厚生年金保険料を免除 すること。	厚生労働省
z0900560	児童施設の調理業務の 第三者への委託の容認	児童福祉法最低基準 (昭和23年厚生省令 第63号)第49条、 第56条、第73条 第69条、第73条	障害児施設における調理は、施設の職員により行われるものとされているが、特区においては調理業務の外部委託をすることを可能としている。	С	障害児施設における調理業務については、構造改革特別区域において特例措置として外部委託を可能として外部委託を可能 ・とすることとしており、その後の在り方を検討する予定である。		・回答では構造改革特別区域の特例措置の実施状況を勘案しつつその後の在り方を検討する予定とされているが、要望は、特区特例措置(第1次提案)の対象施設である肢体不自由児施設及び知的障害児通園施設以外の全ての障害児施設においても調理業務の外部委託を可能とするよう求めるものであり、この点について、今後特区において先行的に実施するとされて施設の範囲や特例に係る前提条件並びに実施時期について、具体的に示されたい。	С	-	当該特例措置は、従来、障害児施設で施設職員によって行われてきた調理について外部委託することを可能としたものであり、その効果、影響等については評価を行う必要があると考える。実施状況について評価することなしに全国展開することは適切でない。 まなは適切でない。 まないでは、既に特区特例措置(第2次提案)で対象としているところである。	5100	5100060	東京都	6	障害児施設の充実	٤	児童施設の調理業務は、成人施設 と同様に第三者への委託を認める こと。	
z0900580	地方公共団体による職 業紹介事業の実施	職業安定法第33条の 4第1項	地方公共団体は、当該地方公共団体の住民の福祉の増進、産業経済 体の住民の福祉の増進、産業経済 務に関する施策に関する 務に附帯する業務として無料の職 業紹介事業を行う必要があると認 めるときは、厚生労働大臣に届け 出て、無料の職業紹介事業を行う ことができる。		雇用就業対策を地方公共団体が自らの施策として行う場合に、当該 施策に附帯する無料職業紹介事業 を行うことは可能である。		回答では現行制度下でも地方公共団体自ら行う雇用職業対策に附帯する無料職業紹介事業を行うことは可能である、とのことであるが、適達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され示されたい。	d	-	地方公共団体の行う無料職業紹介事業については、本年6月18日に開催された都道府県雇用対策主管課長会議において資料を配付する等、施行に向け、その周知に努めているところであるが、雇用就業対策を地方公共団体が自らの施策として行う場合に、当該施策に附帯する無料職業紹介事業を行うことは可能である旨を含め、制度の趣旨、解釈等について、本年度中に通達等を発出することにより、一層の周知を図ることとしたい。	5100	5100180	東京都	18	地方公共団体による耶 業紹介事業の実施に向 けた措置	t t	攻正される「職業安定法」等が、 也方自治体が雇用就業対策を実施 していくうえで、必要な職業紹介 ができる内容とすること。	厚生労働省

			(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回	答欄)		(要望	皇事項欄	)					
	管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類		措置の概要 (対応策)	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
ZI	9900590	主体にかかる制限の撤	ついて」(平成2年8 月7日付児発第123	児童館は、「児童館の設置運営に 児童館は、「児童館の設置運営に でいて」(平成2年8月7日 厚生 発児第123号 厚生事務次官童セ カンター、大型児童館、児童セ シター、大型児童の日本の設置、 にはり、小型の大型に変更を にはり設立された法人・ をは、けいでは、大型児童はされ、大型児童は により設立された法人を により設立された、大型児童によれ、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には	b	平成16年4月を目途に児童館の設置及び運営主体については、大型児童館A型の設置を除き、制限を撤廃することとし、一定要件ので検討する。(大型児童館A型の設置主体については、都道府県内にある小型児盤網整等のと関連経調整する。とから、従前とおり、都道府県が設置することとする。)		・回答では大型児童館A型の設置を除き「一定要件のもとに」設置・運営ができる方向で検討するとされているが、要望内容は主体制限の撤廃を求めるものであることから、「一定要件」の内容について更に具体的な対応策を示されたい。	b		設置・運営者に社会福祉事業についての知識経験 を有することなどの一定要件について検討するこ ととしている。	5100	5100220	東京都	22	児童館の設置及び運営 主体にかかる制限の推 廃		児童館の設置及び運営主体にかか る制限を撤廃すること。	厚生労働省
zi	9900600	有期労働契約に係る規制の緩和	労働基準法第14条	第156回通常 第15年6月2 第15年8 第15年2 第2日日と改正 第2日日と改正 第3年3 第3年3 第3年3 第4年3 第5年3 第6日 第6日 第6日 第6日 第6日 第6日 第6日 第6日	c	1 動に と		要望者は、当面の措置として5年の労働契約が可能となる労働者の範囲を極力広く設定することを求めており、要望に沿った検討をしていただきたい。	C		第156回国会において平成15年6月27日による新生産が関係では、15年1月1日による特別・15年1月1日による特別・15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間では、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日間には、15年1月日	5102	5102020	(社)日本経済 体連合会	2	有期労働契約に係る利制の緩和	是 ————————————————————————————————————	中年期 では、	厚生労働省

		(回答欄)						(再検討要請欄)	(再回	答欄	(要望	事項欄	)					
管理 コ <b>ー</b> ド	項目名	該当法令等	制度の現状		措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請		措置の 内容 措置の概要 (対応策)	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z090061	勤労者財産形成制度 <i>の</i> 見直し(事務代行)	勤労者財産形成促進 D第14条の2、同施 令第42条の3、同 行規則第25条の3	他                                     	b b		財形事務代行の委託及び受託に関する事務代行の委託及び受託を要件緩和等の事務務では、労働政事を出いては、労働政事者生活分れたことのとの表示を対してに、立ちに関係を対して、立ちに関係を表してに、立ちに対けする会にこの検討の見い。とをは、財形制はする会にこの検討の見い。というに、対してののでは、大きな、は、対いでは、は、対いでは、は、対いでは、大きな、は、対いでは、は、対いでは、大きな、は、対いでは、は、対いでは、は、対いでは、は、は、対いでは、は、は、対いでは、は、は、対いでは、は、は、対いでは、は、は、対いでは、は、は、対いでは、は、は、対いでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		財形制度全般に関する基本問題懇談会における検討結果を踏まえ、財形事務代行制度の見直しについても検討するとの回答であるが、平成16年度までに実施することの可否について改めて検討いただきたい。また、財形事務代行の問題を、財形制度全般に関する検討とは別に先行して実施することの可否についても検討いただきたい。	b	現行制度の下でも、事業主の管理運営管責任を前 提として、事業主と財形事務に係る外注焼との責 情保を明確にした上で、控除係額や払込とは可能 であると考えている。 近年、分外注が一般形事務を外注することを 連算を十分踏み外注が一般形す務を外注する。 選手生事務の外注が一般化している。 地域を十分であると考えている。 が対する財形事務の今はに係るルールを中で、以外では 対する財形事務の今はに係るルールをおいりたい。 また、事務分で制度自体のために一定形別を 度中においるが行行間へ制度に一定形別を 負うことを形得で利度自体のために一定形別を 負うにして、財形連繋が行る福利厚生のためにのる財件と もいれる中外企業に対する特別な義をとして、財形と もいれる中外企業に対する特別な義として、財別に りたいる財子を もいれる中外企業に対する特別な意をすべきの問題で はいて、財化で目体的を りたいる財子といる事業主の生かる場合に係る はいるが前提としての事業主の果たが、基本問題の 談会における必要があると考える。 基本問題を認めると考える。 基本問題を いるにおける必要となるのと 基本問題を が必要となったのは、年の見を に係るのは、早くとも中成代16日団体、法令るも のと考えおり、また、事務たの関連をといるも のに係る要件の見立にといるも のが要となったは合に要が必要となるも のが必要となったは合に要が必要となると同じを が必要となったは日本のとする。 形形事務代行制度の見直しを平成16年度 が必要となったは日本のとなるとのと考えおり、また、事務たの関連を が必要となった場合に更ないるも のが必要となった。 が必要となった場合に更ないる。 施することは困難である。	5102	5102050	(社)日本経済団 体連合会	5	勤労者財産形成制度の 見直し(事務代行)	関委用円人事あはを託旨のにを託りつ等はに	形事務代行の委託並びに受託を はできな会性を が、常うないます。 が、常うないます。 が、常うないます。 が、常うないます。 が、常うないます。 が、ままます。 が、ままます。 が、ままます。 が、ままます。 が、ままます。 が、ままます。 のとっています。 のとって、ままます。 のとする。 のとって、ままます。 のでは、ことを、ままます。 のでは、ことを、ままます。 のでは、ことを、ままます。 のでは、ことを、ままます。 のでは、ことを、ままます。 のでは、ままます。 のでは、ままます。 のでは、ままます。 のでは、ままます。 のでは、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、まままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、ままます。 では、まままます。 では、まままます。 では、まままます。 では、まままます。 では、ままままます。 では、まままます。 では、まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	厚生労働省
z090062	勤労者財産形成制度 <i>0</i> ) 見直し(年齢制限、据 置期間)	D 勤労者財産形成促進 第 6 条	財形年金(住宅)貯蓄は、 契約締結年齢は55歳未満、 居宝 法期間は最後の預入等の日から5年以内、 年金払出しは60歳前後の日としている( の条件については、財形年金貯蓄のみ)。	b		財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄 の年齢制限及び財形住宅貯蓄 の年齢制限及び援置期間の貯蓄の につま規管理を行いとしている 現行制度についると、との間で調整を 行いつる。これのために、このに対しては、 場がら、、があい、このに対して、 はから、、なのために、このに対して、 ののために、このにないでは、 がある。こ本のために、このにでは、 の間短りでは、 ののになりである。 は、 ののになりである。 は、 ののになりである。 は、 ののになりである。 は、 ののになりである。 は、 ののになりである。 は、 ののになりである。 は、 ののになりである。 は、 ののになりである。 は、 ののにないでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のので、 のので		財形制度全般に関する基本問題懇談会における検討結果を踏まえ、年齢制限、据置期間の問題についても検討するとの回答であるが、平成16年度までに実施することの可否について改めて検討いただきたい。また、年齢制限、据置期間の問題を、財形制度全般に関する検討とは別に先行して実施することの可否についても検討いただきたい。	Ь	御要望に沿った対応を行うことにより、据置期間中の者が改めて財形年金(住宅)貯蓄に加入することが改って財形年金(住宅)貯蓄に加入することで前能となるが、これは三重に税の特例の恩恵を受けることにつながる可能性があり、慎重な検討が必要である。これを防止するためには、税務当局で別途検討されている「納税者番号制」など、個人ごとに課税管理を行うことができる制度の整備が必要となると考えられる。まずは、これらの点も含めて、財形制度全般に係る見直しを行う基本問題懇談会において検討する必要があり、現時点で平成16年度までに実施することをお約束するのは困難である。	5102	5102060	(社)日本経済団 体連合会	6	勤労者財産形成制度の 見直し(年齢制限、据 置期間)	, 契 よ	・形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄の 約時の年齢制限(55歳未満)、お び最大据置期間(5年間)を撤廃 べきである。	厚生労働省
z090063	社会保険診療報酬支払 ) 基金が行った一次審査 の結果の開示	丛 社会保険診療報酬支 重基金法第14条の5	・一次審査の結果は各保険者に送付しているが、社会保険診療報酬 対立払基金におけて保険者ごとの査 払 定件数及び査定金額は開示していない。また、査定件数及び査定金額額の多い医療機関名の公表はしていない。	c		・個々の保険者に係る査定件数や 査定金額は、保険者がレセプトを を全に把握するとが可能。 を行い指定を取り消された保険医療機関の名称は公表しているが、 査定される件数・金額が多い医療 機関が不正な医療機関とはいえ、 ず、立をもとなっているのである。 すず、立ている。 ではない。		・回答では、保険者に係る査定件数や査定金額は、保険者が把握することが可能とされているが、要望内容は、支払基金が行った一次審査の結果全体について保持者等に開示することを求めるものであり、この点についての具体的な問題点はあるのか、対応策を改めて検討し、示されたい。 ・回答では、医療機関名を公表することは適当でないとっかであるが、一定の周辺情報も含め広く情報開示を行う等の工夫をすれば実施可能と考えるが、この点を踏まえて、改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。	С	支払基金においては各制度ごとに審査結果を公表しており、また、各保険者は自らの支払いに係る 査定件数・金額をレゼプトをもとに把握することができる。支払基金の審査に係る情報開示につい ては、個別に、その必要性、事務負担・コスト、 審査に及ぼす影響等を考慮し、検討することとしたい。なお、ご指摘の「一定の周辺情報」の具体的内容にもよるが、医療機関など表した場合には、査定される件数・金額が多い医療機関が不正な医療機関との印象を与えることは避けられず、適当ではない。	5102	5102070	(社)日本経済団 体連合会	/	社会保険診療報酬支払 基金が行った一次審査 の結果の開示	条医人定行に開にに査れい	会保険診療報酬支払基金法第14 の5における「医師または歯科 の5における「医師または歯科 師の業務上の観点から支処規制を することによるの結果をきでいるよう。 関示が患としては、個別するない、 関示が懸立とはよるの結果をきでいるようしては、 個別するない、 個別するない、 の近になり、 の変になり、 の変にないる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	厚生労働省

	•	(回答欄)					(再検討要請欄)	(再回答欄)		(要望事項欄	)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 措置 分類 内:		その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	規制改革 要望 要望事項 管理番号 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号 具体的	的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0900640	社会保険診療報酬支払 登金から保険者に対し び送付するレセプトの 電子媒体化	保険医療機関及び療養取扱機関及び療養 取扱機関係係る磁気 テープ等を用いた費用 の請求に関する 成14年11月29日保保発第11月29日1号)	・支払基金から保険者に対しては 紙レセプトにより送付	b	・レセプトの電子媒体化に関しては 電子媒体仕様の在り方、 支払基金や保険者のシステム 整備や実施体制、 情報セキュリティの確保の在 リ方の課題を中心に検討する。 なお、実施時期についてはこれら の検討を踏まえ判断する。		・回答では、実施時期についてはこれらの検討を踏まえ 判断するとあるが、 平成16年度までに実施されることの可否、具体的な実施 時期について改めて検討され、示されたい。		実施時期を現段階で明示することはできないが、 できる限り早期の実施を目指し検討。	5102 5102081	(社)日本経済団 体連合会	8	社会保険診療報酬支払 基金から保険者に対し では付するレセプトの 電子媒体化しセゼプト の記載事項の改善	の送付形態 ることを可	ら保険者へのレセプト として、電子媒体によ 能とし、保険者におけ の効率化を可能とすべ	厚生労働省
z0900650	D レセプト記載事項の改善	療養の給付、老人医療 及び公費まと関する 費用の調和51年8月 日年8日 日早生省令第36号)	・調剤報酬明細書の様式は、療養 の給付、老人医療及び公費負担に 関する費用の請求に関する省令に	С	・ レセガトは本来診療報酬を医療機関がまする際の請求といるでは、 病機関が請請求は月ら年にでは、 方っこととのでは、 さいまする際のでは、 に対する健康に対する健康に対する健康に対する健康に対する健康的で力をといる。 はは指導等に収集するとは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいでは、 はなまずいではなまがいでは、 はなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいできがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいできがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいできがいではなまがいできがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいできがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがいではなまがなまがいではなまがなまがなまがいではなまがなまがなまがなまがなまがななまがなまがなまがなまがなまがななまがなまがななまがなまが		・回答では、事務量の増加や、請求、審査、支払における過誤を招く観点から困難であるどあるが、レセプトの電子媒体化に適した、記載事項を改善することは有効と考えられるが、この点について具体的な対応策を改めて検討し、示されたい。保険者による審査においても有効であり、また被保険者に対する健康指導等に用いる情報を収集するためや、データの折等をするにあたり、記載内容が構造するにあられることは有効であると考えられるため、この点について具体的な対応策を改めて検討し、示されたい。	с	本来、レセプトは医療機関が診療報酬を請求する際の請求書なって、その記載事項についてはる際機関が診療報酬を請求する際の請求事務上必要最低限のものを定めないるととまる。 これらに加えて記載事項を増やの目のためにかえ、独大の主のは、になるためで、は、になるためで、は、になるためで、は、になるためで、は、になるためで、は、になるなが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	5102 5102082	(社)日本経済団 体連合会	8	社会保険診療報酬支払 基金から保険者に対し て送付するレセプトの 電子媒体化 レセプト の記載事項の改善	点から、レ いて、受診	報開示の充実を図る勧セプトの記載事項につ セプトの記載事項につ 日と傷病名、診療行為 対応するよう改善すべ	) 肾生労働省
z0900660	0 任意継続被保険者制度 の見直し	健康保険法第3条第4 項、第37条、第38条、 第165条、健康保険法 施行令第49条	・退職した者は、自動的に健康保険の被保険者の資格を失うが、引き続き2年間は、申請により任意継続被保険者となることができる。この制度は、退職者であり、のため、法定されたもの選択により廃止できない。また、継続期間や前納割引率は法定されている。	С	・任意継続被保険者制度は、退職者の選択により加入の継続を認める制度である。制度の廃止や被保険者制度に、前納時の副本を保険者が自由に決めることができることは、任意継保機で検者が自由に決めることは、任意継保機の観音や退職者の超音や退職者の場合、不適当。		・回答では、退職者の保護の観点から問題があるとされているが、 要望にある、健保組合の運営の圧迫の観点、被用者保険 本人の自己負担が引き上げられ、退職者への給付を継続 する意義は薄れつつあるとする観点を踏まえ、改めて実 施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。	С	任意継続被保険者制度は、退職者の選択により被用者保険への加入の継続を認める制度である。雇用の流動化等が進む中で制度の存在意義があるものと考えており、健保組合の運営を圧迫することとがあるという理由で健保組合が選択できることは、制度の趣旨や退職者保護の観点から適当ではない。また、自己最初ではないまた、自己最初ではないない。また、自己最初ではないない。は、別き続き前れたとのご指摘については、健保組合では付加給付や保健事業等があることから、引き続き意義があるものと考えている。	5102 5102090	(社)日本経済団 体連合会		王意継続被保険者制度 の見直 し	るいようにでもはるる場内ででにで自由る必然ででに前かでいかがでいかがいた。	被保険者制度の維持あき を健保知会が、 を健保知る。期間を2 できな できて意郷できる。期間を2 に設さき に設さき原状のを保制の はできる。な健全のは、 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 はないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないである。 とないでもないでないである。 とないでもないでないである。 とないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでもないでも	厚生労働省
z090067(	到	「処方せんによる調剤に係る診療報酬請求に対する審査の実施について」(昭和63年3月19日保発第23号)		c,f	・ 調剤報酬明細書の再審査は、 医療費を適正化する観点から、診療報酬明細書の再審査の一環として 所報酬明細書の審査の一環として保険者が審査支払機関に立いて保険者が審査支払機関高達を できるものであるが、再書の憲査を請求できるも調剤報酬明細書の高数上の基準を下げることは、等の問題があることから困難である。		・回答では、事務量、費用負担等の観点から困難であるとされているが、要望内容は、明らかに請求ミスと思われるものであっても再審査請求ができないことは不合理としている。診療報酬明細書と同様にする観点のら、この点について具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	c , f	調剤報酬明細書のみを点検して把握できるミスで あれば、再審査請求を待たずに、2000点未満で あっても点検・査定を行っている。	5102 5102110	(社)日本経済団 体連合会		調剤報酬明細書の再審 査請求の基準撤廃	点数が2000 会保険診療 て再審査請	細書については、合言 点末満である場合、社 報酬支払基金等に対し 求ができない。診療報 同様に、基準を撤廃す 。	是 厚生労働省
z0900680	受給権者の給付減額手 続きにおける最低積立 基準額相当の支給の見 直 し	厚生年金基金設立認可 基準、確定給付企業年 金法施行規則など	受給者等の給付減額を行う場合には、当該受給者等が希望したときには、最低積立基準額相当を一時金として受け取ることができる等、減額の最低積立が確保されるような措置が必要。	С	本来約束していた給付を引き下げげることは、受給者等に重体企を信い、受給者等に重体企を得なことは、受ごとから、に認知を発送が決けるのみまでが、認知ない場合である。とは、記録であるを選択している。とは、一般ながあれている。とは、おり、ののののでは、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは		要望者は、厚生年金基金解散時における取り扱いとの パランスを踏まえ、使用者側が一方的に決めた額でな がランスを踏まえ、使用者側が一方的に決めた額でな が受が合意した額に対してのみ一時金清算 することを認めるべきとしているところであり、この点 についての具体的な対応策を検討し、示されたい。	С	・現役で構成される労組は、受給(権)者の利益 を代表する性格のものではなく、受給者給付減額 時の一時金の水準を現役の労組が決めることは困 難。・要望内容が増しない者には一時金とは出 ず給付減額をすることを前提としているものとせ考 えられ,再検討要請はこの点誤解に基づく要請と なっている可能性あり。	5102 5102140	(社)日本経済団 体連合会	14	受給権者の給付減額手 続きにおける最低積立 基準額相当の支給の見 直 し	した場合の は、制度上	に受絵(権)者が希望 一時金清算について の選択一時金額とする るべきである。	厚生労働省

(再検討要請欄) (再回答欄) (要望事項欄) 規制改革 要望 管理番号 措置の 分類 内容 措置の措置の 各省庁回答に対する 措置の概要 規制改革要望事項 (事項名) 別表番 具体的規制改革要望内容 制度の所管官庁 該当法令等 その他 要望主体 (対応策) 再検討要請 (対応策) 分類 内容 実施の可否も含めて現在検討中。なお,公的年金制度改正は平成16年に行われる 厚生年金基金の加算部分について 厚生年金基金から新 DBへの権利 厚生年金基金から新DBに事業所 は、新年金への権利義務承継を可 義務の移転承継など、ポータビリ ティーに関わる問題については、 次期年金改正における課題のひと 厚生年金基金から確定 給付企業年金への権利 義務承継の容認 平成16年度までの実施の可否について改めて検討いただ きたい。 ことになっており、ポータビリティに関わる問題 こついても、公的年金の給付等のあり方の見直し は、新年金、の権利表が別談さり 能とすべきである。なお、代行部 分を中心とする基本年金は元会社 の厚生年金基金で裁定すべきであ (社)日本経済団 15 体連合会 ・並行して検討を行っているので,時期を前倒し つとして検討中。 することはできない。 厚生年金基金の代行返上の際の基 厚生年金基金の代行返上は、代行 本部分の上乗せ部分については、確定給付企業年金に移行後(ある) 部分を国に返上する仕組みで、上 乗せ部分は新DBにそのまま引き 要望者は、厚生年金基金の代行部分返上に伴って、受 絡権者が上乗せ部分について一時金給付を選択しない場 合に新企業年金にとって事務負担が極めて重いこと、ま 基本部分の上乗せ部分(いわゆる 薄皮)等については、年金支給額 いは移行と同時に)確定給付企業 継がれるのが基本。確定給付企業 及及グライにという。 と経済的に等価な一時金(財政上 の予定利率による過去分の給付現 価)を支給する仕組みを設けるな 厚生労働省 厚生年全其全の代行派 年全の其準に削って給付設計の変 年金に移行後(あるいは移行と同 受給権者のうち たとえり類であっても任全で受 厚生年金基金の代行返 | アニナー 基本の1く1718 | 「中土の基準に則って紹介設計の姿 | 上に伴う基本部分の上 厚生年金保険法、確定 | 更をして一時金の選択肢を設ける | 乗せ部分の一時金清算 | 給付企業年金法など | といったことは可能。ただし、年の容認 □に初止乗午並にとうく事務員担が極めて集れこと、よ た一括一時金給付を行ったとしても受給権者にとって必 ずしも損にならないことを理由に、一定の制限の下、一 括一時金給付を行うことを求めるものである。 時に)給付設計の変更を行うことは差し支えないが、確定給付企業 支品権省のプラ、たこれプ語であっても午並で、 給したいと希望する者に係る受給権保護を考える と、受給権者の同意を得ることが適切であり、一 (社)日本経済団 上に伴う基本部分の上 乗せ部分の一時金清算 体連合会 年金の基準に則る必要がある。こうしたことを踏まえて、既に、通知等で、代行返上時の給付設計変 らば、給付減額の手続きを求める ことなく、一括一時金による清算 を認めるべきである。 括一時金支給とする措置を認めることは困難。 の容認 型の支船資品を得りがは基本的には本人の選択。また、当該給付設計の変更が給付減額に該当する場合は、給付減額の手続が必要。 毎日の日本語がありたという。 要望者の要望理由に対する検討を行った上で、回答に ただきたい。 更等について、 具体的な対応の仕 うや留意点等が示されている。 労働基準監督署等に対する書 面による申請により労災保険関係 及び労働保険適用徴収関係の手続 行われている。 雇用保険適用関係の手続きに #田採映適用関係の手続きに 労働者災害補償保険 が働保険の保険の保険料 の徴収等に関する届出や事業所の 適取等に関する届出等を事業所ご 雇用保険法 健康保険法施行規則 を関する場合である。 を事業所ご をに関する届出等を事業所ご とにその所在地を管轄する公共職 業安定所の長に提出しなければな をしている。 厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクショ ・プラン」に基づき、 労働保険適用徴収関係手続及び健康保険・厚生 社会保険労務関係手続について 社会保険労務関係の手続を、本社 社会保険労務関係の各 平成15年度から実施予定とのことであるが、速やかな 実施に向けた検討を行い、具体的な実施予定時期を回答 社会保険労務関係の各 18 種手続の一元化・電子 は、「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」に基づき、平成15年度から電子化する予定である。 (社)日本経済団 でオンラインによって一括処理で きるように、早急に所要の措置を 構ずるべきである 〒金保険の申請・届出等手続については、平成1 20900710 種手続の一元化・電子 10218 年10日から 事業主が行う労災保険関係手続及び雇用保険適 らない。 健康保険・厚生年金保険の適 用関係手続については、平成16年3月から、 電子化する予定である。 健康保険・厚生年金保険の週 用事業所の事業主は、被保険者の 資格の取得、喪失、被保険者の報 酬月額に関する事項及び被保険者 の氏名等の変更等につき、保険者 に届出を行う。 ・健康保険制度は 事業所ごとに 被保険者の就労の実能を直接把握し、 報酬を支払 版体保留のがいるとは全国ない場合である。 うのは事業主であるため、被保険者の資格の得を 等の管理は事業主が行うこととしているものであ り、事業主が異なる場合に被保険者管理を集中的 被保険者を管理しており、同一健保組合で複数事業所の被保険者を 回答では、被保険者管理が集中的に管理できない場合に 回合では、彼体院有管理が集中的に管理できない場合に おいて一律に資格得更手続きを廃止した場合、適正な適 用、徴収ができないため、要望は不適当とのことである が、要望は、事業所(あるいは事業主)毎の管理ではな く、健康保険組合単位での被保険者管理を前提として資 格得喪手続きの不要を求めるものであり、要望に沿って 改めて検討いただきたい。 集中的に管理できる場合には、一 括適用の申請をすることにより事業所間の異動に係る資格得喪手続 リ、事業王が異なる場合に破保険者管理を集中的に行うことは困難である。また、健康保険法上、同一の事業主であれば、事業所ごとの資格得喪手続きを不要とすることができる制度(いわゆる一括適用)が進んでいないため普及していない。先のはまたが、世代となっていないため普及していない。先のはまたが、またのとないを受していない。 同一健保組合内の適用 z0900720 事業所間の異動に係る 資格得喪手続の廃止 第48条 同一健保組合内の適用 事業所間の異動に係る 事業所番号等を廃止し、 同一健保 ・適用事業所間を異動した場合 組合内における適用事業所間の従 業員の異動については、資格得喪 (社)日本経済団 19 は、被保険者資格の得喪手続が必 乗が同の共動にほの員位行技士が を省略することができる。被保険 者管理が集中的にできない場合に も一律に資格得喪手続を廃止した 場合は、適正な適用・徴収ができ ず、不適当。 体連合会 資格得喪手続の廃止 手続を不要とすべきである。 事業主内の一元的な管理及び一括適用の促進を 図っていくことが必要であると考えている。 児童手当については、被用者と 非被用者で財源構成、所得制限が 児童手当受給者が毎年市町村長に 異なっているため、認定請求時、 提出する現況届における被用者確 回答では「事業主による年金加入証明書以外のものに 被用者であることの具体的な確認方法について 現況届提出時(毎年6月)におい 認の方法について、現行の事業主 よる確認を可能とする方法」について結論を得るとされているが、実施される内容についてより具体的に示されたい。また実施時期について「平成15年度中に検討し、 現在検討している段階である。また、実施可能で あるとの結論が出た場合でも、実施方法により、 児童手当受給(資格)者に対し て、事業主が発行する「年金加入 証明書」は、初回の申請時のみと 厚生労働省 て、被用者に対して、「被用者であることを明らかにすることができる書類」の提出を義務づけてお 児童手当受給(資格) z0900730 者に対する年金加入証 児童手当法第26条 児童手当受給(資格) 者に対する年金加入証 (社)日本経済団 20 5102 10220 による確認を可能とする方法につ 実施のための準備期間が必要な場合があるため、 体連合会 明書の提出回数の削減 いて平成15年度中に検討し、結 明書の提出回数の削減 結論を得る」とされているが、実施時期の前倒しができないかも含め、より具体的に示されたい。 実施時期についても、具体的には示せない。 童手当受給者の現況届は、毎年6月に提出。 )、具体的には、通知において、 「勤務先の一般事業主による被用 論を得る[規制改革推進3カ年計画(再改定)(平成15年3月2 8日閣議決定)にあるとおり] 者年金への加入証明書」としてい

		(回答欄)		ı			(再検討要請欄)	(再回	答欄 )	(要望	事項欄	)					
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	t and the second		規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z0900740	国民年金第3号被保険 者の届出方法の一部見 直し	国民年金保険法第 1 条	国民年金の第3号被保険者に係る 届出は、9年成13年度までは、る 展出は、9年で成13年に成14年 2ととなっていたが年が、14年 からは、第3号検者の配偶される 第3号検付のである。 第業主を経由して届け出ることと なっている。	С	つ第は、		住民基本台帳によって対応が可能であれば、企業に過剰な負担を強いることも届出漏れが発生することもないものと考えられ、住民基本台帳による対応の可否を検討されたい。	С	第3号被保険者は、第2号被保険者の被扶養配偶者であり、また、第3号被保険者の届出に係る摩由の殆どが、第2号被保険者の届出と性康保治原に係る属出の事由と共通していることから保険者に低る届出の事由と共通している。号被保険者の足属は出るととした。 また、第3号を保険者の住所変更については、その配偶者であるケースが殆どであり、養者であるケースが殆どであなり、養者であるケースが発どであり、表者の事とに日出の之機が同じであることとにのに日出の正規が同じであることとにのいる場が発生する。また、第3号を保険で被扶かたものは、表者の事とのには、その配偶者をするとした。表表の場合であるが、2世界保険の被扶かたるとの事が表生のによりによる。第3号を者の届出者を持ち、再び届る。ないては、住民基本台帳上の住所変更及び号を存るの届出をした者について、当該者が第3号を持ていて、第4民基本台帳上の住所変更及び号を持ていては、住民基本台帳上の住所変更多な氏を持ていて、当該者が第3号を持ていて、対応は民基本が第3号を持ていて、当該者が第3号を持ていて、対応は、は民基本台帳との日本であるがようないため、対応は困難である。	5102	5102210	(社)日本経済団 体連合会	21	国民年金第3号被保険 者の届出方法の一部見 直し	び 金 基 届	33号被保険者の住所変更届およ K氏名変更届おには、国民年 法法第12条第3項に基づく住民 法本台帳の届出があった際に当該 出があったものとみなすべきで る。	F 弓 厚生労働省
z0900750	申請において臨床試験	試験の取扱について 平成3年3月28日事	床 」静磁場強度が1.5Tまでの核磁 務気共鳴CT装置の承認申請に係る - 臨床試験は不要としている。	C	静磁場強度1.5Tを超え3Tまでのものについては国内での既承認事例が極めて少なく、撮影できることを確認するために、現時点では、臨床試験を行った上で承認の可否を判断する必要があると考えている。		要望主体の指摘を踏まえ、海外事例などの具体的な判断 理由を明示して、日本における制度が国際標準に準拠し たものか否かを含め再回答されたい。	С	どのような場合に臨床試験の実施が必要かについては、国際的に統一された指針はないが、日米では概ね自国内における当該医療用具の新規性の程度により、臨床試験の実施の有無が定められている。 静磁場の強度が高くなることにより、MRI画像の解像度が上がる一方、高微切線による生体影響の危険性も上がるのか、生体影響はないのかなどについて、動物実験では確認できないことから、臨床試験を現時点では行わざる得ないと考えている。	5102	5102260	(社)日本経済団 体連合会	26	磁気共鳴画像診断装置 (MRI装置)の承認 申請において臨床試験 を必要とする静磁場強 度の緩和	M 静	1RI装置の製造承認について、 ₽磁場強度3Tまでは臨床試験を 要とすべきである。	: 厚生労働省
z0900760	国の競争的資金制度の 手続き等の迅速化・簡	補助金等に係る予算 執行の適正化に関す 法律 厚生労働科学研究費 助金取扱規程(告示 等	・厚生労働科学研究費補助金等の 迅速な執行については、最大限努 のところ。のでは、補助金等に ついては、補助金等に ついては、補助金の適正な執行諸 事続や申請可能な研究経費の範囲 等について定めており、これを 等に立い、でかるだり、である。 も適正な執行が確保できる範囲 で、必要に応じて見直してきたと ころである。	d	・厚生労働科学研究費補助金等の 迅速な執行については、引き続き 努めて参りたい。 ・手続きの耐素化や使途の制限の 緩和については、適正な執行が確 保される範囲において、今後も必 要に応じて検討し、毎年度の公募 の際に告示等に適宜反映させてい く。		回答では、迅速な執行に努める、手続きの簡素化や使途制限の緩和について、必要に応じ検討するとされているが、実施される内容について交付決定の時期の明示等より具体的に示されたい上記 を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	d	厚生労働科学研究費補助金等の迅速な執行については、各研究事業にとって研究の特性や申請状況等が異なること等から、交付決定時等を早期執行に努めてまいりたい。また、手続きの簡素化や使途の制限の緩和については、既に研究者の所属機関の長に事務委任を行った場合に、様式の簡素化を行ってお強い、平成16年度以降についても、適正な執行のよいでよい、である範囲において、こうした検討を必要に応じ行い、公募の際に適宜反映させていくこととしている。	5014	5014100	(社)関西経済連 合会	10	国の競争的資金制度の 手続き等の迅速化・簡 素化	算簡	■の競争的資金制度において、概 比払いの迅速な実施、手続き等の 素化、使途に関する規制を緩和 る。	D 厚生労働省

	以中集中安门方	(回答欄)	_				<u>(</u> 再検討要請欄)	(再回	答欄)	(要	望事項欄	)					
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 措置の 分類 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類	措置の概要 内容 (対応策)	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
			政府調達手続きの電子化を推進 するため、現在、紙により行われ		当省における物品調達にかかる						5008400	オリックス㈱)		官公庁の入札制度、契 約制度の改善	の シ ま し	・ 基本様式を定め、団体や法人 特殊要因により様式をオプショ で付加する方式に改善すべき。 た、昨今のIT社会化に対応 、申請業務をITと紙の選択制 すべき。	全省庁
z090077	0 官公庁の入札制度、契 約制度の改善		ている人札・開札事務をインター ネット技術を活用した電子入札・開札を行うことにより、電」内外企 業の入札参加機会の拡大を ととしている。当省としては、 ととしている。当省としては、 大・非公共の両方の調達事務があ るため、物品調達機能を併せ持つ 「電子入札コアシステム」を導入 することとしている。	d -	電子入札の導入については、総務 省が作成した物品調達システムの 標準仕様に準拠している「電子人 札コアシステム」を導入し、シス テム内容の統一化を図ることとし ている。(平成15年10月より 本省調達機関で導入)					5034	5034380	(社)リース事業 協会	38	官公庁・地方自治体の 入札制度、契約制度の 改善	加諸てく申るわめ物にT	官公庁の入札制度において、参の資格審査申請や入札業務などの当手続きは官公庁によって異ななっの項目が重複といれるものの、前線式はとれてはなっているものの、がある。・また、申請の当代を収入している。・がの特殊がは、一般特別が関係が対している。、人の特別が加まる。人の大力と、また、財政者が大力。・また、東部では、大力を表し、対力を対し、大力を表し、対力をは、対力を対し、対力をは、対力を対し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表し、対力を表しましましましまりを表します。ましましまりを表しまする。ましましまりましまりまりを表しまする。ましましまりまりを表しまする。ましまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりま	全省庁
z091001	o 営利法人による保険医 療機関等の経営の解禁	医療法第7条第5項	営利法人が病院を開設することは 認めていない	С	本年6月27日に現在特区において株式会社が目的とする認め後におい医療の提供を開発することを認め後はされた時間とすることを記め後はされた方針にとは、特医関経貿別のようは、特医関経貿別のようは、特医関経貿別のようとした。 大野には、大野に関係を引き、大野に関係を引き、大野には、大野に、大野に、大野に、大野に、大野に、大野に、大野に、大野に、大野に、大野に		本年6月27日に特区において実施されることとなった 事項は承知しているが、要望主体も指摘している通り、 株式会社等の営利法人による医療機関経戸を禁止するこ とに合理性は乏しく、参入規制の解解に向けた検討を現 状から進めるべきと考えられるゆえ再度、検討された い。	С	6月27日に閣議決定された「基本方針2003」に従い、特区における株式会社による医療機関経営の状況等をみながら、全国における収扱いなどについて更に検討を進めることが適当であり、現時点において全国規模での参入を前提とした検討をすることは適当ではない。	5011	5011013	医療法人	1	優良な診療所において 「特区病院」という名 称の使用を許可する。 特定の医療機関におけ る株式会社等の参入の 容認	910 (影・連	・従来の診療所の診療報酬(低 はスト)で一定の基準を満たす優 は日の高品質な医療を提供できる 療機関のみ、「許可する。) ・「特区病院」とい ・「特区病院」においては混合 様式会社などを含む新規医療関 事業者は「特区病院」において か参人を認める。	厚生労働省
										5102	5102100	(社)日本経済団 体連合会	10	営利法人による保険医 療機関等の経営	910 材	式会社等による医業経営を解禁 べきである。	厚生労働省
7091002	社会保険労務士を活用 0 した労働契約の締結等	労働基準法第 6 条、 会保険労務士法第 2	地方公共団体が、その設定するが とでが当該特区内がが、その設定するが 当教あるでは、一部では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	С	労働基準法第6条は、法律に基づれて許される場合の外、業とし、 で制度を図っても数によるで、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変し、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して、 を変して を変して を変し、 を変して を、 を変し、 を変し、 を変し、 を変し、 を変し、 を変し、 を変し、 を		回答では特区での実態評価を踏まえ全国展開を検討とされているが、要望内容は、社会保険労務士の事務所、求職者または労働者の住所、就職先の事務所が特区区域内になければならない、というエリア問題を解消すべきであるという		社会保険労務士の事務所、求職者又は労働者の 居住地及び事業主の事務所の所在地を特区内とす ることは、特区区域内の雇用のミスマッチを解消 することを目的とする当該特別置の趣旨にかん がみ最も効果的なものであり、当該要件は適切な ものであると考えている。 また、特区において講じられた規制の特例措置 は、一定の期間後評価を行った上で、全国レベル で規制改革を行うべきものは全国レベルの規制改 革に拡大することとされている。	6009	6009010	東京都足立区	1	社会保険労務士を活用 した労働契約の締結等 にかかる代理業務	901 値	:会保険労務士の業務として、労 契約の締結、変更及び解除につ て労働者の代理業務を容認され :い。	
2051002	し した方面突然の終結時に係る代理業務の容認	条、構造改革特別区 法第20条	域 地方公司 地方公司 地方公司 地方公司 場合 場合 場合 場合 場合 場合 場合 場合 場合 場合		要力にて仕が保証のという。 幸法の禁止をおることをからっては慎重 であるべきで満たす場合にしては慎重 であるべきである。 定の要件をいてして、特区にして、 特区において、特例措置とある。 したがって、特例措置の全国展開については、特区内害の負体解しての具体解しての具体解して領域・派生した弊害の検証で慎等者の変質がある。 世校討ちる必要要がありませます。 国展開はできないと考える。		主張であることから速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。 上記 を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。		単に加入することでれている。 使用者に比べて立場が弱い労働者ほど手厚く保護されるべきところ、こうした労働者ほど中間搾取は発生しやすく、また、発生した場合にはその弊害が大きいものであることにかんがみると、法律に基づいてその特例を認めて労働基準法第6条の中間搾取の禁止を解除することは慎重であべきであり、当該特例措置の全国実施については、まずは特区において実施され、実施状況の検証が行われることが不可欠である。	6009	6009020	東京都足立区	2	社会保険労務士を活用 した労働契約の締結等 にかかる代理業務	便 901 に	上会保険労務士の業務として、労 製料の締結、変更及び解除につ で労働者の代理業務おこなう際 こ、労働基準法第6条の規定を除 し 報酬を得ることを容認された 1。	厚生労働省

		(回答欄)				_(再検討要請欄)	(再回	答欄)		(要望	事項欄	)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 内容 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類		措置の概要 (対応策)	規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
20910036	高齢者福祉施設等に する耐火構造及び準耐	関する最低基準(昭和 四十一年厚生省令第十	社会福祉施設等については、高齢 全性を対象としており、安福	今回の要望に関しては、現在、 利田県において、特区計画の認定の 申請に向けての準備を進めていて が況であり、分後の展開置 の状況や効果、影響うき、検討を 上で、その結果に基づき、 行っていく必要がある。		回答においては、構造改革特別区域における運用状況や 効果・影響等を評価のうえ、今後の展開を検討する必要 があるとされているが、 要望内容は平成15年度からの支援費制度施行を踏まえ た全国一律でのニーズに対応したサービス体制構造につ いて速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対	С		耐火及び準耐火要件は社会福祉施設等の入所者の安全性を確保する観点から課されているものであり、本の項目状況や効果・影響等をデータ等ではしたとで、全国一律の展開を関する必要があると考える。したがって、現段階で全国展開に向けた対応策・実施時期をお示しすることは困難である。	6004	6004020	栃木県	2	高齢者福祉施設等に 京る耐火構造及び準用 火構造の容認) 外(木造建築の容認)	915	平屋建ての高齢者福祉施設等に かで、例えば、工法の工夫、全然 小理の採用など現行規定によって 担保される安全性 が確保される者全置蓋、地方公に、 体において検討し講ずる場合に、 体にないで検討し構造の要件の適用 徐外を行う。	厚生労働省
		八婦び準働を運化 十通所 第長 と同 三保 一つ 六人 に 六人 置つ 七働 類長 以		では、各地大公共団体等においては、特区の認定を等に入り、社会福祉を得けることを耐い、内閣とり、社会福祉施践造の要件につきる。		いて送中が成主国展開を次のもものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。上記 を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。			である。 支援費制度の施行に伴い障害福祉サービスについて、全国的に均衡のとれたサービス供給体制の構築が重要となっているのは事実である が、耐火及び準耐火要件といった建物の構造要件が、施設整備に対する支障となっているとは考えていない。	6013	6013010	京都府		高齢者福祉施設等に する耐火構造及び準 水構造の要件の適応 が外	915	平屋建ての高齢者福祉施設等につ難いて、例えば、江法上の工夫、歌級処理の採用など現行規定にの公共の名を全性が確保される安持置を、地る場合はいて検討し間等の必共可体において検討し横造の要件の適用除外を行う。	厚生労働省

(回答欄)							(再検討要請欄)			(再回答欄)			)					
管理 コード	項目名	該当法令等	制度の現状		措置の 内容 措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類		措置の概要 (対応策)	要望	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z091005C	保育所の保育室におい て保育所児と幼稚園児 の合同保育の容認	新たな通知発出予定	構造改革特区において、少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育所の保育室において中定、保育所の保育室において、保育所見と幼稚園児を合同で保育することが容認されている。	c	少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育所の保育室において一定の条件の下で、保育所別と幼稚園児を合同で保育する第2次提案を受けて容認したところ。これについては、特区における実施状況、その効果、児童に与える影響等について評価を行った上で、全国展開するか否かについて検討を行う。		回答では、特区における評価を踏まえ、全国展開を行うか否かについて検討とされているが、 要望内容は保育所における合同保育の速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。 上記 を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。	c		少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育所の保育室において一定の条件の下で、保育所 児と幼稚園児を合同で保育することについては、 構造改革特区第2次提案を受けて容認したとこ る。 構造改革特区第2次提案で認められた特例事項 については、10月より認定受付の申請がはじま るところ。 これについては、特区における実施状況、その 効果、児童に与える影響等について検討を行うた 上で、全国展開するか否かについて検討を行う。	6011	6011040	鳥取県	4	保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認	914	幼稚園と併設・合築された保育所において、 児童と園児の合計で、最適基準 が満たされており、 かつ、職員が保育士と幼稚園教 論の資格を併付持容が保育指針と幼 稚園教育要領に沿った場合 に合同保育を認める	文部科学省 厚生労働省
z0910060	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任の容認		構造改革特区において、少子化の 再進行等の事情のある地域を対象 に、保育の実施に係る事務の教育 委員会への委任が容認されてい る。	c	少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育の実施に係る事務の教育委員会への委任について、構造改革特区第2次提案を受けて容認したところ。これについては、特区における実施状況、その効果、児童に与える影響等について評価を行った上で、全国展開するか否かについて検討を行う。		回答では、特区における評価を踏まえ、全国展開を行うか否かについて検討とされているが、要望内容は保育の実施に係る事務の教育委員会への委任について速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明をないまたい。上記 を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。	c		少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育の実施に係る事務の教育委員会への委任について、構造改革特区第2次提案を受けて容認したところ。 構造改革特区第2次提案で認められた特例事項については、10月より認定受付の申請がはじまるところ。これについては、特区における実施状況、その効果、児童に与える影響等について練詞を行った上で、全国展開するか否かについて検討を行う。	6011	6011050	鳥取県	5	保育の実施に係る事務 の教育委員会への委任	916	市町村の権限に属する保育の実施 に関する事務を、市町村教育委員 会に委任することを認める	厚生労働省
z0910070	指定介護事業者等の知 的障害者等の利用	ついて」(平成12 <sup>年</sup> 7月7日障第528 号)身体障害者デイ サービス事業運営要編	及 主 5 5 7 漢保険法による指定通所介護事が等を知的障害者及び障害児が 事制用すが、特区においては、知能としいるが、特区においては、知能としない。 明さ者及び障害児の受入を可能としている。 でいる。	С	当該特例措置については、構造改革特別区域における実施状況を勘・案しつつ、その後の在り方を検討することとしている。		回答においては、構造改革特別区域における実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討することとされているが、要り内容は知的障害者及び障害児の指定通所介護事業者の利用について速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を確認に示されたい。と記 を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。	С	-	当該特例措置については、指定通所介護事業所等において、本来利用対象外の知的障害者及び障害児を受け入れることとしたものであり、その効果、影響等について評価を行う必要があると考える。実施状況にについて評価することは直切でない。 構造改革特別区域における実施状況について評価が行われた後に、その後の在り方を検討することとしている。	6011	6011070	鳥取県	7	指定介護事業者等の知 的障害者等の利用	906	各市町村に設置されている高齢者 の指定通所介護事業所等の利用 を、知的障害者及び障害児につい て認める。	
z0910080	理業務担当者の外部からの派遣の容認	(昭和23年厚生省等 第63号)第49条、	障害児施設における調理は、施設  ◇ の職員により行われるものとされ ているが、特区におけては調理業 務の外部委託をすることを可能と している。	С	当該特例措置については、構造改 革特別区域における実施状況を勘 案しつつ、その後の在り方を検討 することとしている。		回答においては、構造改革特別区域における実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討することとされているが、要望内容は、平成15年度からの支援費制度施行を踏まえた全国一律でのニーズに対応したサービス体制構築について連やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見乗を明確に示されたい。 上記 を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。	c	-	市町村において、障害児施設における調理業務の外部委託を行う必要があると判断した場合は、構造改革特別区域計画を作成し、認定を受ければ、当該特例措置は、従来、障害児施設で施設職員によって行われてきた調理について外部委託することを可能としたものであり、その効果、影響等については評価を行う必要があると考える。実施状況について評価することなしに全国展開することは適切でない。また、構造改革特別区域における実施状況について評価が行われた後に、その後の在り方を検討することとしている。	6013	6013020	京都府	2	障害児施設における舗 理業務担当者の外部か らの派遣の容認	917	知的障害児施設等において、障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の負妻の視度制限に応じた食材の選定や、食事の加度等の対応等、きめ細かな配慮が必要な児童への対応等、きめ細球を担当する者を外部から派遣することを可能とする。	厚生労働省

(回答欄)								(再検討要請欄) (再回答欄)			(要望事項欄)								
管理コート	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する 再検討要請	措置の 分類			要望	東親制改革 要望事項 管理番号	要望主体	規制改革 要望 事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z09100	児童短期入所事業の実 の施主体の拡大及び施 設・設備要件の特例の 容認	ス)事業指針及び短期 入所生活介護(ショー トステイ)事業指針に ついて(平成9年12 月17日 障障第18	別 児童短期人所は、肢体不自由児施 別設、知的障害状態設等に短期間の 一人所をさせ、必要な保護を行うこ こととされているが、特区において は、人員及び設備基準を緩和した は、人員及び設備基準を緩和した は、全員を指別人所事業を行うこ とを可能としている。	С	-	当該特例措置については、構造改 革特別区域における実施状況を勘 来の登の在り方を検討 することとしている。		回答においては、構造改革特別区域における実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討することとされているが、要望内容は、平成15年度からの支援費制度施行を踏まえた全国一律でのニーズに対応したサービス体制構築について速かかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。上記 を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。	С		市町村において、人員及び設備要件を緩和した単独型児童短期入所事業所設置事業を行う必要があると判断した場合は、描述改革特別区域計画を作成し、認定を受ければ、当該特例措置を実施できるところ。 当該特例措置は、従来、児童福祉施設等で行われてきた児童短期入所について、施設以外での実施を可能ととしたものであり、その効果、影響については評価するとなりに全国展開することは適切でない。また、構造改革特別区域における実施状況について評価することなりに全国展開の区域における実施状況について評価することなりに全知の区域における実施状況について評価することなりに全知の区域における実施状況について評価が行われた後に、その後の在り方を検討することとしている。	6013	6013030	京都府		児童短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例	918 <u>1</u>	児童短期人所事業について、施設 長や直接処遇職員(介護職員等) 等の必要な職員を配置し、居室 食堂、洗面所、便所、 供所、 光酒室又は洗濯場その他地館 足入を提供する合には、NP原 が重賞により、地域の家屋におい でも実施を可能とする。	厚生労働省
z09101	知的障害者通所厚生施 20 設の身体障害者の利用 の可能化		知的障害者通所更生施設は知的障 3 害者を利用対象としているが、特 区においては身体障害者について も利用対象とすることを可能とし ている。	С	-	当該特例措置については、構造改 革特別区域における実施状況を勘 案しつつ、その後の在り方を検討 することとしている。		回答においては、構造改革特別区域における実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討することとされているが、要望内容は、平成15年度からの支援費制度施行を踏まえた全国一律でのニーズに対応したサービス体制構築について速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。上記 を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。	С		市町村において、知的障害者通所更生施設で身合体障害者を受け入れる必要が作成し、設定を受けれる必要が作成し、設定を受ければ、当該特別措置を実施できるところ。 当該特別措置は、従来、知的障害者を利用対象としてきた知的障害者通所更性施設について身体障害者の受入を可能としたものであり、その効果、影響等については評価を行う必要があると全国展開することは適切でない。また、構造改革特別区域における実施状況について評価が行われた後に、その後の在り方を検討することとしている。	6013	6013040	京都	4	知的障害者通所厚生施 設の身体障害者の利用 の可能化	919 第 919	知的障害者更生施設は、知的障害 者を利職者を担けているが、近、 の身体及び訓練に必要な訓練、作要な を用いること、書で、 を用いること、書で、 を用いること、書で、 を用いること、書で、 を持续又は指導を行っるで、 を治療とは当ので、 を治療をはい要なである。 を対して、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	厚生労働省